

**平成24年度輸出拡大リード事業のうち
国別マーケティング事業
(アジア各国等の有機食品に係る表示制度等調査)**

報告書

2013年3月22日

目次

1. 調査の目的と手法	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査手法	1
2. 有機食品に係る表示制度	3
2.1 調査結果の概要	3
2.2 台湾	5
2.3 韓国	19
2.4 中国	33
2.5 タイ	43
3. 有機食品に係る市場実態調査	54
3.1 調査結果の概要	54
3.2 台湾	58
3.3 韓国	64
3.4 中国	76
3.5 タイ	80

参考資料

1. 台湾の有機農産品に関する法律
2. 韓国の有機農産品に関する法律
3. 中国の有機農産品に関する法律
4. タイの有機農産品に関する法律

1. 調査の目的と手法

1.1 調査の目的

日本を含め、米国、EUなど主なWTO加盟国は、その国の有機規格を満たした食品でなければ「有機食品」という表示を禁止する表示規制がある。一方で、WTO 協定では、自国の規格と異なる他国の規格を同等のものとして受け入れること（「同等性」の承認）が加盟国に求められており、有機食品についても、有機制度の「同等性」が外国政府から認められれば、自国の制度に基づいて生産・製造された有機食品を相手国に輸出することが可能となっている。

アジア各国等においても、有機食品に係る表示は厳格化の傾向にあると同時に、これらのアジア各国等は、日本から有機同等性を承認されることについて関心を示している。日本は有機同等性の審査を行うに当たり、相互主義を原則としており、日本と相互に有機同等性を承認する可能性が高い国を優先的に審査することとしている。

本業務は、アジア各国等からの日本への有機同等性承認への関心に対応するとともに、日本から当該国等に有機同等性承認申請を行う可能性を検討するため、当該国等の有機食品の表示制度並びに各国市場における日本の有機食品の進出可能性等を調査することを目的に実施した。

1.2 調査手法

有機食品の表示制度の調査にあたっては、日本の有機 JAS 規格と比較しながら調査を実施することとした。また、具体的に日本からの輸出を検討するにあたり、輸入品の扱いについて確認をしながら表示制度の内容の把握に努めた。

また、各国市場における日本の有機食品の進出可能性については、有機食品に限らず日本からの輸出自体がまだわずかであることから、当該国における有機食品の需要が大きい品目、また、日本からの輸出の需要が大きいという視点で品目を選定し、市場側関係者（バイヤー、業界関係者）へのヒアリングを行って当該品目が有望であるとの仮説を検証した。具体的な調査の手法は以下の通り。

（1）有識者・業界団体ヒアリング

文献調査の対象とする文献や、現地訪問先が適切かどうか確かめるため、プロジェクトの開始時点で、業界団体・有識者に対するヒアリングを実施した。

- ・ 特定非営利活動法人日本オーガニック検査員協会
- ・ 特定非営利活動法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会
- ・ (株) アファス認証センター
- ・ 特定非営利活動法人 アイフォーム・ジャパン
- ・ 有機加工食品製造会社
- ・ 貨物検査会社

(2) 文献調査

有機食品に係る表示制度並びに有機食品に係る市場実態について、各種文献やインターネット検索により情報を収集した。特に、以下のような先行研究については十分な分析を実施した。

- ・農林水産物貿易円滑化推進委託事業（海外貿易情報収集等基礎調査）偽装表示等情報収集
- ・島根県地域機能性食品・高付加価値食品海外販路開拓支援事業台湾自然食品、機能性食品調査

(3) 現地調査

有機食品に係る表示制度並びに有機食品に係る市場実態について、現地調査を実施した。現地の前に、調査のポイントについてある程度の仮説を設定しつつ、現地を訪問して調査を実施した。現地調査の日程と訪問先は以下の通り。

表 1-1 現地調査日程と訪問先

	台湾	韓国	中国	タイ
行政機関	・台湾行政院農業委員会農糧署 ・台湾行政院農業委員会試験所	・国立農産物品質管理院 (NAQS) ・農業水産食品部親環境農業課 ・韓国農村経済研究院	・中国国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) ・上海出入境検疫検疫局 (食品検疫技術センター)	・タイ国家認証評議会事務局 (ONAC) ・農業協同組合省 ACFS_DOA
業界団体・スーパー	・台湾有機産業促進協会 (ATOAP) ・新光三越百貨公司生鮮食品売り場	・環境農業団体連合会 (KFSAO) ・iCoop 生協 ・ハンサリム ・モスバーガー코리아	・中国副食流通協会有機食品普及工作委员会 ・楽活城 (有機食品専門販売店) ・北京諾亜有機食品有限公司	・タイオーガニック協会 ・OTENTO タイランド ・ハーモニーライフ ・フジスーパー ・製糖会社
認証機関	・OKO-Green 生態緑商業有限公司 ・中華有機農業協会 (COAA) ・中華有機自然食品協会 (CONA) ・有機農産品認証機構・中興大学農産品認証中心 (NCHU)	・KAFC (メールで取材)	・中緑華夏有機食品認証センター ・環境保護部有機食品発展センター (OFDC)	・農業研究開発所(リージョン6)

2. 有機食品に係る表示制度

2.1 調査結果の概要

調査結果の概要を表 2-1-1 に示す。

各国とも有機食品に関する基本的な法制度が整備されている。韓国については、2013 年から新制度に切り替わることになっている。

他国からの認証品の扱いについては、台湾は有機同等性を認める国からの輸入については有機食品としての表示を認めている。韓国は、2013 年 12 月末までは、食品医薬安全庁の表示制度に基づいて輸入された有機加工食品は、有機食品としての表示が認められることになっているが、新制度の下では、環境農漁業育成法に基づく韓国内の認証を受けなければ表示ができなくなる。中国では、輸入品の有機食品表示は基本的には不可能とされている。タイは、自由に表示が可能である。

強制力については、台湾、韓国、中国の制度が、認証を受けなければ表示ができない、強制力を有した制度なのに対して、タイは強制力がなく、任意に表示することが可能である。

CODEX への準拠状況については、韓国は準拠しているが、台湾、中国、タイについては、一部準拠しているだけで、複数の基準を参考にしながら作成されている。

ISO/IEC17065 への準拠状況については、台湾は現状 ISO/IEC ガイド 65 に準拠しているが、2016 年に ISO/IEC17065 に切り替える予定である。韓国は、2011 年から ISO/IEC17065 に準拠している。中国は、認定機関は基本的に ISO/IEC ガイド 65 に準拠して認証機関の認定を行っているが、実際に同ガイドに沿って認定を受けているのは、南京国際有機産品認証センターを含めた僅かな機関に限られている。タイは、ISO/IEC ガイド 65 に準拠しているが、2012 年 9 月 15 日から 3 年以内に ISO/IEC17065 に切り替わる予定である。

表 2-1-1 調査結果概要

		日本	台湾	韓国（現行制度）	韓国（新制度：2013 年 6 月施行）	中国	タイ
法律に基づく有機認証制度の有無		あり(JAS 法)	あり（「農産品生産及び検証管理弁法」、「有機農産品及び有機農産加工品検証管理弁法」、「輸入有機農産品及び有機農産加工品管理弁法」、「農産品標章管理弁法」）	あり（「親環境農業育成法」及び「食品産業振興法」、なお、輸入加工食品の表示については「食品医薬品安全庁の表示制度」）	あり（「親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律」 2013 年 6 月 2 日施行 現在は、「親環境農業育成法」の中で有機農産品、食品等の表示基準（食品医薬品安全庁(告示)）の有機加工品の表示が規定されているが、新法律ですべて統括することになる（その際に水産品についても含まれることになる）	あり（「有機食品認証管理弁法」、「有機食品認証実施細則」）	あり（「農産物規格法」、「タイ有機農産物規格」、その他、品目別に特記すべき内容がある場合には別途規定）
有機同等性を認めている国の有無		EU 加盟国、米国、豪州、ニュージーランド、アルゼンチン及びスイス（計 32 国）	有機農産品及び有機農産加工品：イギリス、フランス、オーストリア、デンマーク、フィンランド、オランダ、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、オーストラリア、スウェーデン、ルクセンブルク、ギリシャ、スペイン、アイルランド、ベルギー、ポルトガル、米国、カナダ、スイス、ハンガリー、チリ（計 22 国） 有機畜産品及び有機畜産加工品：オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ、チリ（計 5 国）	なし	なし	なし	なし
有機同等性を認められている国の有無		EU、スイス及びコロンビア	なし	なし	なし	なし	なし
対象範囲と認定の強制力	強制	有機農産物、有機農産物加工食品	有機農産品、有機農産品加工食品（有機畜産、有機水産物を含む）	有機農産物、有機農産物加工品、有機畜産物、有機畜産物加工品、有機飼料	有機農産物、有機農産物加工品、有機畜産物、有機畜産物加工品、有機飼料、有機水産物 その他、非食用加工製品も対象になるが、現状検討されているのはコットン程度で、あまり本格的な議論はなされていない	有機農産物、有機農産物加工食品（有機畜産、有機水産物含む）	なし
	任意	有機畜産物、有機(農)畜産物加工食品、有機飼料	なし	13.12.31 までは、食品医薬品安全庁の表示制度に基づいて輸入された有機加工食品は有機表示が許可	なし	なし	有機農産物、有機農産物加工食品、有機畜産物、有機畜産物加工食品、有機畜産飼料、有機米、有機 Snakeskin Gourami（スズキ科の魚）、養蜂（予定）、有機海洋エビ養殖
	対象外	養蜂、水産物、コットン(綿花、繊維とも)、化粧品、ペットフード等	化粧品、コットン（綿花、繊維とも）、ペットフード等	水産物	酒類	・蜂蜜加工品、ココ、化粧品等 ・梅干、コラーゲン等のような中国有機目録にない品目	コットン、ペットフード等
基準の CODEX 準拠		準拠	準拠	準拠	準拠	準拠	準拠
認定機関の ISO/IEC17065 準拠		準拠	準拠	準拠	準拠	準拠	準拠

2.2 台湾

2.2.1 有機食品に関する表示制度に関わる法規制

(1) 有機食品の表示制度とラベル

台湾では 2007 年 7 月に「有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法」が公布された。同弁法の付属文書（附件 2）により有機農糧産品、有機農糧加工品、有機畜産品、有機畜産加工品、有機水産品、有機水産加工品の 6 つの類別ごとに、同弁法の適用対象となる産品の品目範囲が規定されている。同弁法により適用対象品目とされた全ての有機産品と有機産品の加工品は行政院農業委員会農糧署が認定した有機認証機関による認証を受けなければ当該産品について「有機」という表現をパッケージに付けて販売することはできない。

台湾で有機産品もしくは有機産品加工品としての表示のもとで販売するためには、台湾現地の認証機関による認証手続きを経て、該当認証機関の有機マークと行政院農業委員会農糧署が所管する台湾有機農産品マークを当該有機農産品または加工品のパッケージ上に貼付することが、農産品標章管理弁法によって義務付けられている。台湾の有機認証機関は 2013 年 1 月現在、合計 13 機関が行政院農業委員会農糧署の認定を受けている。

なお、海外で生産される輸入有機農産品及び加工産品は、台湾が有機同等性を承認する 22 カ国の各国政府が認定する有機認証機関の認証を受け、台湾有機農産品マークと共に該当海外認証機関の有機マークを表示することにより、台湾国内で有機産品として販売することができる。

図 2-2-1 に農産品標章管理弁法により規定された様式にもとづく台湾有機農産品マークを示す。



図 2-2-1 台湾有機農産品マーク

行政院農業委員会農糧署の認定を受けている 13 の有機認証機関を表 2-2-1 に示す。有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法は有機認証機関として国内の学校、法人或いは団体に対して認定を与えることができるものとしている。それぞれの認証機関に対して農産品、農産品加工品、畜産品の項目ごとに認証業務の範囲が認定されている。なお、下表の番号 11 の慈心有機認証股份有限公司は台湾で唯一、有機水産品加工品の認証も対応している。

表 2-2-1 台湾の有機認証機関

番号	認証機関	有機認証項目		
		農産品	農産加工品	畜産品 畜産加工品
1	財団法人慈心有機農業発展基金会 (TOAF)	○	○	
2	財団法人国際美育自然生態基金会 (MOA)	○	○	
3	中華有機農業協会 (COAA)	○	○	
4	台湾省有機農業生産協会 (TOPA)	○	○	
5	財団法人中央畜産会 (NAIF)			○
6	暉凱国際検験科技股份有限公司 (FSII)	○	○	
7	台湾寶島有機農業発展協会 (FOA)	○	○	
8	国立成功大学 (NCKU)	○	○	
9	国立中興大学 (NCHU)	○	○	
10	環球国際認証股份有限公司 (UCS)	○	○	
11	慈心有機認証股份有限公司 (TOC※)	○	○	
12	財団法人和諧有機農業基金会 (HOA)	○		
13	采園生態認証有限公司 (Eco-garden)	○	○	

※慈心有機認証股份有限公司は有機水産品加工品の認証も対応する。

前述のとおり、台湾で有機産品もしくは有機産品加工品として販売するためには、台湾有機農産品マークと各有機認証機関の有機マークを当該有機農産品または加工品のパッケージ上に貼付することが義務付けられている。図 2-2-2 に行政院農業委員会農糧署が認定した台湾現地の 13 認証機関の有機マークの図案を示す。産品の包装上に図示のように台湾有機農産品マークと並べて表示される。



財団法人慈心有機農業發展基金會



財団法人國際美育自然生態基金會



中華有機農業協會



台灣省有機農業生產協會



財団法人中央畜產會



曄凱國際檢驗科技股份有限公司



台灣寶島有機農業發展協會



國立成功大學

圖 2-2-2 農業委員會農糧署が認定した 13 認証機関の有機マーク



国立中興大学



環球國際認證股份有限公司



慈心有機認證股份有限公司



財団法人和諧有機農業基金会



采園生態認證有限公司

図 2-2-2（続き） 農業委員会農糧署が認定した 13 認証機関の有機マーク

（2）有機表示に含まれるべき項目

有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法（第 24 条）に基づき、有機食品を販売する際には容器または包装上に以下の情報項目を表示しなければならない。

- ①有機 CAS マーク
- ②有機認証機関
- ③有機農産品認証の証明書番号
- ④生産者の氏名、住所、電話番号
- ⑤製品の名称（「有機」と表示することができる）
- ⑥原料
- ⑦原産地（国）

（3）有機農産品生産・販売に関わる法律

台湾の農産品及び加工品の品質管理と安全性確保等に関する基本事項を定めた法令は 2007 年 1 月 29 日に公布・施行された「農産品生産及び認証管理弁法」である。同弁法は

有機農産品に限らない農産品全般に関する生産・販売管理、品質認証制度、安全管理等について定めている。

同弁法の第 5 条は有機農産品及び加工品の認証基準やラベル表示については政府所管機関がこれを定める旨規定しており、同規定に基づき、2007 年 7 月 6 日に「有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法」が公布された。同弁法は 2012 年 6 月 7 日に改定版が公布されている。

また「農産品生産及び認証管理弁法」の第 6 条は、輸入有機農産品及び加工品の輸入条件や認証方法、ラベル表示等については政府所管機関がこれを定める旨規定している。同規定に基づき 2007 年 7 月 27 日に「輸入有機農産品及び有機農産加工品管理弁法」が公布された。同弁法は 2011 年 6 月 23 日に改定版が公布されている。

さらに「農産品生産及び認証管理弁法」の第 12 条は、政府所管機関が農産品及び加工品のラベル表示制度や認証基準、管理制度を定めることを規定している。同規定に基づき 2007 年 6 月 29 日に「農産品標章管理弁法」が公布された。

以上の、4 法令が台湾の有機農産品及び加工品の生産・販売に関わる主要な法令である。各法令の概略を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 台湾の有機農産品に関する主な法令

法律名称	制定、更新年月	内容	監督省庁	日本語 翻訳
農産品生産及び 認証管理弁法	2007 年 1 月 29 日公布、施行	農産品の品質安全管理と 品質認証に関する事項を 定めた農産品生産と認証 の基本法	行政院農 業委員会	○ (別添)
有機農産品及び 有機農産加工品 認証管理弁法	2007 年 7 月 6 日公布 2012 年 6 月 7 日改定	「農産品生産及び認証管 理弁法」に基づき、有機 農産品・加工品の生産基 準、認証方法、ラベル表 示等を定める	行政院農 業委員会	○ (別添)
輸入有機農産品 及び有機農産加 工品管理弁法	2007 年 7 月 27 日公布 2011 年 6 月 23 日改定	「農産品生産及び認証管 理弁法」に基づき、有機 農産品・加工品の輸入条 件・認証方法、ラベル表 示等を定める	行政院農 業委員会	○ (別添)
農産品標章管理 弁法	2007 年 6 月 29 日公布 2009 年 2 月 3 日改定	「農産品生産及び認証管 理弁法」に基づき、一般 農産品と有機農産品のラ ベル表示及び管理規定等 を定める	行政院農 業委員会	○ (別添)

（４）有機認証農産品の追跡モニタリング検査

有機認証農産品等の品質認証の実効性を確保するため、有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法（第 16 条）の規定に基づき、定期または不定期による抜き取り検査が実施されている。行政院農業委員会管轄下の県、市の農業所管部門に 2、3 人の専門員が配置され、各管轄区域内で販売されている有機農産品に対して一年に最低 1 回のサンプル抜き取り検査が行われている。現地でヒアリングを実施した有機認証機関のひとつである国立中興大学の農産品認証センターの責任者の話によると、追跡モニタリング検査で基準値以上の残留薬品等が検出された場合、当該生産農家からの出荷が停止され、検出した農産品に対して 1 袋につき 3 万台湾ドル（約 9 万 5 千円）の罰金が課されるとともに、インターネット上で生産者、産品、認証機関の情報が公開される。有機認証証書を発行した認証機関は、生産者とともに連帯責任を取り、検査結果の不備原因の追究と改善指導を行わなければならない。また、場合によっては生産者の有機認証の資格が取り消されることもあり、台湾の有機認証農産品に対する品質面での実効性を確保するための検査制度は法令に基づいて厳格に実施されている。

（５）有機食品の認証プロセス

農産品生産及び認証管理弁法（第 9 条）に定めるとおり、農産品及び農産加工品の品質に対する認証業務を行う認証機関を認定する行政権限は、中央政府の農業所管機関である行政院農業委員会が有している。この行政院農業委員会から委託により授權を受けて台湾全国認証基金会（TAF：Taiwan Accreditation Foundation）が認定機関としての業務を行っている。

有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法は有機認証機関として国内の学校、法人或いは団体に対して認定を与えることができるものとしており、これらの主体が有機認証を行う業務資格を取得するには、認定執行機関である台湾全国認証基金会（TAF）に対して所定の手続きにより承認の申請を行う。

前述のとおり現在のところ農業委員会から有機認証機関として認定された組織は 13 ヶ所である。生産する農産品について有機認証の申請を希望する生産者は、有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法の規定に基づく資料等を申請書に添えて、認証機関に対して認証の申請を行う。審査の結果、合格した場合は申請者に対して有機認証証書が発行・交付され、所定の条件のもとで有機表示を付けて産品を市場で合法的に販売することが認められる。有機認証証書の有効期間は 3 年間であり、期間満了の 6 カ月前に所定の更新申請手続きを行うことで期間を延長することができる。

図 2-2-3 に台湾の有機食品の認証システムにおける認定機関、認証機関及び認証申請者である農産品生産者の認証手続きの全体像を示す。

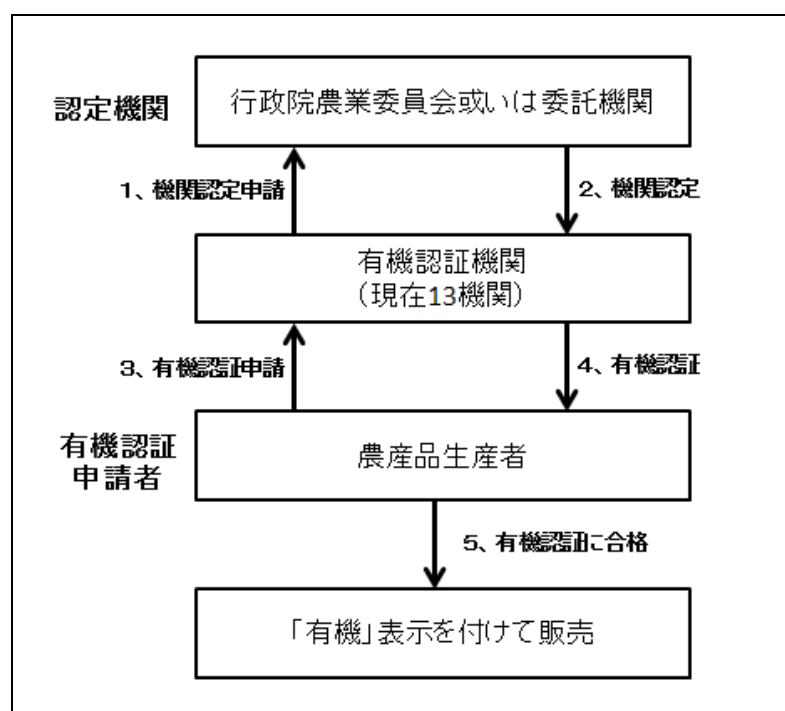


図 2-2-3 台湾の有機食品の認証システム

(出所)「有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法」等の規定より作成

有機認証の取得を希望する農産品生産者が認証機関に対して行う申請手続きに関しては、有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法に関連の規定が定められている。同弁法第 5 条は、有機農産品及び同加工品の有機認証申請を行うことができる者として①農民、②法によって設立または登記された農場、牧畜場、農民団体或いは農業生産販売組合、③会社或いは商業登記証明を有する者の 3 類型を規定している。

さらに同弁法第 6 条は、有機農産品及び同加工品の有機認証申請を行う者が申請書に添付すべき基本資料として以下のものを規定している。

- ①第 5 条に定める有機認証申請ができる 3 類型の資格を証明する書類
- ②生産場所の地理的位置を示す資料。周辺隣地の状況が分かる必要あり。
- ③有機農産品或いは加工品の認証基準となる生産プロセスの説明資料
- ④有機生産に関する生産記録（作業記録、品質管理、原料・資材等在庫記録、生産販売記録、生産用地・施設の環境管理に関する記録）
- ⑤その他、政府主管機関が指定する書類

図 2-2-4 に生産農家等の申請者の認証機関に対する申請プロセスの基本的な流れの例を示す。

プロセス	申請人(生産農家等)	認証機関
申請	認証機関の所定の事前質問票を記入して認証手続きを申し込み	認証手続き申請書類、関連基礎資料の受領
認証費用見積もり	-	認証費用見積もりを書面で提示
認証業務契約書作成	認証費用合意後、書面で認証業務委託契約書を締結、契約書は申請人と認証機関で1部ずつ所持	
基本管理計画作成	申請人は有機農産品生産基本管理計画書を作成、提出	申請人の要請に応じ、検査員を派遣して計画書作成を支援
検査計画作成	認証機関の検査計画作成に協力	有機認証のための現場検査を含む検査計画を作成・提示
現場検査	責任者の現場での立会い必須 現場検査報告書への確認署名	検査員を現場へ派遣、基本計画と現場状況の一致を確認
検査報告作成	認証機関の求めに応じて、適宜追加資料等の提出	基本管理計画及び現場検査により検査結果報告書の作成
合格審査	-	合格審査評定責任者による検査結果の評価、合否判定
認証証書交付	認証証書の受領	認証証書の発行・交付

図 2-2-4 有機食品認証機関への申請プロセス

(出所) 有機認証機関のひとつである中華有機農業協会パンフレットより作成

海外で生産され、輸入される有機農産品及び加工品については、台湾行政院農業委員会が有機同等性を承認する 22 カ国の各国政府が認定する有機認証機関の認証を受けた海外生産者或いは加工業者が製造したものであれば、合法的な有機食品として台湾市場で販売することが認められている。海外から有機農産品等を輸入する輸入業者は台湾国内で販売を行う前に、「輸入有機農産品及び有機農産加工品管理法」に定める所定の申請書類（「輸入農産品及び食糧加工品の有機表示同意申請書」）等を添えて行政院農業委員会へ申請を行う必要がある。有機同等性を承認済みの相手国からの輸入品として、審査は書面のみによって行われ、審査に合格することで有機表示を付けた販売が許可される。

「輸入有機農産品及び有機農産加工品管理法」第 5 条に規定された有機農産品等の輸入申請に必要な申請書類（「輸入農産品及び食糧加工品の有機表示同意申請書」）等は下記のとおり。

- ①海外農産品生産者の名称及び住所
- ②産品の名称、出荷ロット番号、農産加工品の場合は原材料の含有割合
- ③産品の重量或いは容量
- ④輸入業者或いは買主の名称
- ⑤海外認証機関の名称及び住所

⑥輸入契約書

⑦その他、政府主管機関が指定する書類

図 2-2-5 に台湾における有機農産品の輸入管理プロセスの流れを示す。

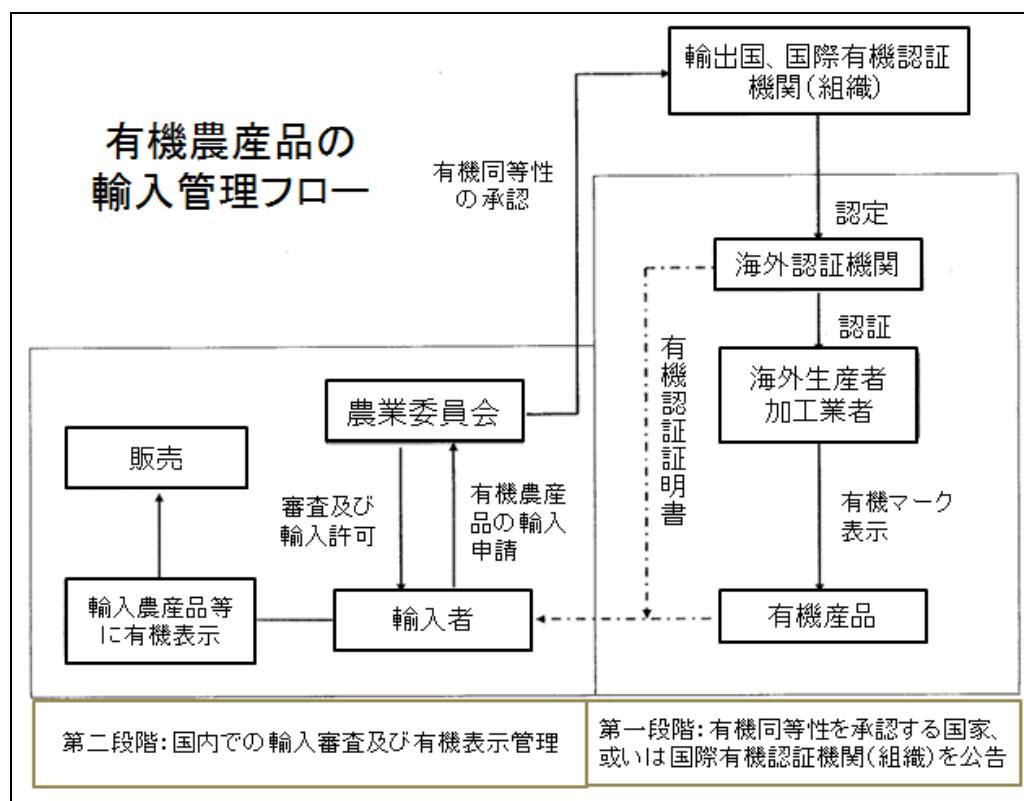


図 2-2-5 台湾有機農産品の輸入管理プロセスの流れ

(出所) 行政院農業委員会農糧署提供資料より作成

2.2.2 対象範囲と認定の強制力

台湾における有機農産品の認証や表示にかかる規制の対象範囲は「有機農産品及び有機農産加工品認証管理弁法」の付属文書（附件 2）により定められており、有機農糧産品、有機農糧加工品、有機畜産品、有機畜産加工品、有機水産品、有機水産加工品の 6 つの類別ごとに、具体的な品目範囲が示されている。

表 2-2-3 に同弁法付属文書に定められた「有機農産品及び有機農産加工品類別及び品目一覧表」の和訳を示す。これらの品目範囲に含まれる農産品及び同加工品等は、有機農産品の認証や表示に関する規制の強制的な適用を受ける。

なお、台湾では食品以外の化粧品、コットン（綿花、繊維）など、本一覧表に記載されていない有機製品は、認証及び有機表示制度の規制の対象外になる。

表 2-2-3 「有機農産品及び有機農産品加工品類別及び品目一覧表」

類別	品目	産品範囲（あるいは説明）
有機農糧 産品	米	水稻、陸稻及びその粉製品
	雑穀	大麦、小麦、オーツ麦、コウリャン、サツマイモ、黄豆、落花生、緑豆、小豆、蕎麦、粟、紅きび、黒豆、扁豆、小米、胡麻、松の実、ひまわりの種、カボチャの種、亜麻の種、鶏豆、エジプト豆、白豆、斑豆、黒小麦等
	包葉菜	キャベツ、包心白菜、結球レタス、半結球レタス、芥菜
	短期葉菜	白菜、油菜、青江菜、芥藍菜、芹菜、薺菜、菠菜、レタス、春菊、恭菜、ニンニクの芽、ネギ、ニラ、ニラの花、キャベツ苗、葉菜甘薯、莧菜、大根の葉、菊苣、皇宮菜、白鳳菜、紅鳳菜、馬葉莧、香菜、龍鬚菜、芝麻菜、山芹菜、西洋芹菜、蕨、バジル、シソ、豆苗（エンドウの若菜）等
	根菜	大根、ニンジン、玉ネギ、ショウガ、ジャガイモ、タケノコ、アスパラガス、マコモダケ、サトイモ、ゴボウ、菱角、ハス、山芋、球茎キャベツ、茎芥菜、櫻桃大根、甜菜根、ニンニク
	花菜	カリフラワー、ブロッコリー、忘れな草
	菌類	シイタケ、マッシュルーム、フクロタケ、エノキダケ、キクラゲ、エリンギ
	果菜	トマト、ナス、ピーマン（含む青ピーマン）、トウガラシ、トウモロコシ、シシトウ
	瓜類	キュウリ、花キュウリ、ニガウリ、ヘチマ、冬瓜、カボチャ、蒚瓜、隼人瓜、ユウガオ
	豆類	エンドウ、枝豆、肉豆、ササゲ、粉豆、皇帝豆、敏豆等
	芽菜	植物の種子を暗所で発芽させ食用に供する野菜類、緑豆の芽、もやし等
	瓜果	スイカ、メロン、西洋メロン等
	大果物	バナナ、パパイヤ、パイナップル、キウイ、釈迦頭、梨、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、アビウ（黄金果）、イチジク
	小果物	ブドウ、イチゴ、スターフルーツ、蓮霧、グアバ等
	種果物	マンゴー、龍眼、レイシ、枇杷、楊梅、ナツメヤシの実、紅棗等
	梨類	リンゴ、梨、桃、スモモ、梅、櫻桃、ナツメ、柿等
	柑橘類	柑橘、レモン、柚子、グレープフルーツ、みかん、ライム等
	茶類	乾燥茶、茶葉等
	芋類	サツマイモ等
	堅果類	椰子、杏仁、クルミ、栗、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ
	自家加工農産品	農家が自ら生産した有機農産品を乾燥、天日干し、風晒し等の簡単な処理作業、かつ食品添加物を使用しない農産加工品。ドライベジタブル、乾燥シイタケ、乾燥忘れな草、乾燥キクラゲ等

	その他	金線蓮、牧草、石蓮花、ヨモギ草、エゾコウギ、羊奶頭、麵包果、夷梧、ドクダミ草、白粗康、明日葉、クコ、芭樂芯、ウマゴヤシ、盤固草、狼尾草、ヤエヤマアオキ、洛神葵、昭和草、有機植物繁殖用の種子、食用花卉、棗芽茶等
有機農糧加工品	穀物加工品	主に米、麦、雑穀等を原料にする加工品： 1、水稻、麦、豆、芋等を原料に作られた小麦粉、澱粉、セモリナ粉、早煮穀類製品、又は穀類の細粉から作られた調理麺類、春雨食品。例えば、小麦粉、大豆粉、大麦粉、エンバク粉、コーンスターチ、トウモロコシ粉、サツマイモ粉、タピオカ粉、全粒粉、ジャガイモ粉、大麦若葉粉、春雨、ライスヌードル、麺、米、米ペースト、麦粥、エンバク等 2、殻とり、研磨、ベーキング、調理加工をした穀物。例えば、殻とりグリーンピース、ライ麦、コーンフレーク、コーンチップス、オートミール、パン、ケーキ、ポテトチップ等
	ドライフルーツ・野菜の加工品	野菜とフルーツを乾燥設備（冷凍乾燥、真空乾燥等）で調理した加工品。
	缶詰食品	加工した農産物を、金属、ガラス、レトルトパウチ、ビニール又は密閉容器によるパッケージした食品、パッケージ作業をする前、殺菌処理をし、常温で長期間的に保存できるもの。例えば、缶詰コーン、青果ジャム、乳児用果実ジャム、スープ用野菜塊、青果入りポタージュ等
	冷凍冷蔵食品	1、冷蔵食品：加工した農産物を急冷却し、7℃以下0℃以上で保存するもの。例えば、皮抜きアロエ、皮抜きサトウキビ、冬瓜スライス、山芋の塊、トマトの塊、豆腐、サラダ用筍等 2、冷凍食品：加工した農産物を急凍結し、-18℃以下で保存するもの。例えば、冷凍グリーンピース、冷凍野菜餃子、冷凍ジャガイモスライス
	蜜飴漬け食品	青果を塩や有機酸または砂糖等で漬け、調味、発酵による加工した食品。例えば、乾し葡萄、乾しイチゴ、乾し杏子、乾し杏桃、ジャム、乾しトマト、漬物、醬豆腐、酢漬物等
	植物粉状加工品	研磨、粉碎による加工した穀類以外の農作物である。ココアパウダー、（緑）茶パウダー、粉ピーナッツ、粉サボテン、粉ココナッツ等
	天然植物ティーバッグ	食用花製ティーバッグ、フルーツティーバッグ、ウイキョウティーバッグ、肉桂ティーバッグ、その他ティーバッグ等
	糖類及びその他製品	1、サトウキビ、サトウダイコン、澱粉又は他の原料糖による加工した砂糖と糖類製品。例えば、砂糖、蔗糖、氷砂糖、黒砂糖、

		糖蜜、メープルシロップ等 2、サトウキビ、果糖、麦芽糖、穀類、ドライフルーツ、香辛料による作ったお菓子、キャンディ、チョコレートなど
	香辛植物調味料及びその他製品	1、研磨、粉碎処理をした香辛料植物。例えば、ローズマリー、百里香芹、タイム、バジル、ローリエ、バニラ、カレー粉、胡椒粉、黒白胡椒粉、コリアンダーの種、にんにく粉、シナモン粉等 2、香辛料植物を原料で調製したもの。例えば、調味塩、たれ、マヨネーズ、酢等
	漢方薬用乾燥薬草製品	薬用植物を加工（水製、火製、水火共同等の製法）したもの。例えば、高麗人參（コウライニンジン）のひげ、八角（ハッカク）、丁香（チョウコウ）、川芎（センキュウ）、芍薬（シャクヤク）、白朮（ビャクジュツ）、茯苓（ブクリョウ）、肉桂（ニッキ）、冬虫夏草（トウチュウカソウ）、何首烏（カシュウ）、枸杞（クコ）の実、杜仲（トウチュウ）、決明子（ケツメイシ）、棗（ナツメ）、ほし棗（ホシナツメ）、延胡索（エンゴサク）、洋車前子（サイリウム種子）、熟地黄（ジュクヂオウ）、沢瀉（タクシャ）、党参（トウジン）、姜黄（キョウオウ）、黄耆（オウギ）、当帰（トウキ）、蓮子（レンシ）等
	飲料	豆乳、野菜ジュース、乳児用ミックスジュース、酒類、茶飲料類、ノンアルコール飲料、果実酢等
	油脂	オリーブ油、ピーナッツ油、サラダ油、ブドウ種子油、その他植物性食用油
	発酵食品	微生物の発酵の作用を利用して生成される産品、例えば味噌、醤油、酵素等
	その他	上記のいずれにも分類されない製品、例えば天然の植物寄生物、ココヤシあるいは加熱処理された種子等
有機畜産品	肉類	豚肉、牛肉、羊肉、鶏肉、鴨肉、その他肉類
	卵類	鶏卵、鴨卵、ウズラ卵、その他卵類
有機畜産加工品	乳製品	鮮乳、粉ミルク、ヨーグルト、チーズ、その他乳製品
	肉製品	腸詰、干し肉、ベーコン、ハム、肉粉、その他肉製品
	卵製品	殻つき加工卵、液卵、卵粉、その他卵製品
	その他	その他の畜産加工品（例：牛油）
有機水産品	藻類	藍藻、緑藻、螺旋藻、その他藻類
有機水産加工品	藻類製品	藻粉、藻錠、その他藻類製品

2.2.3 輸入品（日本からの輸出品）に対する扱い

日本と台湾の間では農産品等にかかる有機同等性の相互承認が行われていないため、日本の有機食品を台湾へ輸出して、「有機」表示を付けて台湾市場で販売することは認められていない。現状では、日本産の有機食品を台湾に輸出する場合、「有機」表示をパッケージに付けることはできないため、一般の輸入食品として販売されている。

農業委員会農糧署有機農業課へのヒアリングによると、現段階では台湾の有機認証機関は海外産の有機食品に対する認証を行うことができない。このため、日本産の有機食品を台湾市場で「有機」表示を付けて販売する方法としては、台湾が同等性を承認している 22 カ国の有機認証機関から有機認証を取得し、それらの国を経由して台湾に輸出することで「有機」表示マークを付けた販売が可能とのことである。

しかし、日本の生産者が、台湾が同等性を承認している海外の有機認証機関で認証を取得して、当該国を経由して産品を台湾へ輸送するには時間がかかり、コストが高くなるので、台湾に輸入されたとしても販売価格が割高となる可能性が高い。

2.2.4 国際的な基準との整合状況

台湾の有機認証基準は CODEX、IFOAM（国際有機農業運動連盟）や日本の JAS、アメリカなどの有機食品基準を参考にして策定されたものである。現在、農業委員会が認定している 13 社の有機認証機関は全て ISO/IEC ガイド 65 に準拠している。有機認証機関のひとつである中華有機農業協会（COAA）へのヒアリングによると、現段階では台湾の有機認証機関は ISO/IEC ガイド 65 に準拠しなければならず、さらに 2016 年末までに準拠基準が ISO/IEC17065 に改訂される予定である。

なお、有機認証機関の認定を行う際の細則を定めた「有機農産品認証機関の認定作業要点」（2007 年 11 月 27 日台湾行政院公布、2010 年 3 月 3 日改正）の第 5 条 2 項は、有機農産品認証機関を認定する認定機関は ISO/IEC17011 に準拠して適正性を確保した鑑定制度を構築しなければならないものと規定している。同規定に基づき台湾行政院農業委員会から有機認証機関の認定業務の委託を受けた全国承認基金会（TAF）は ISO/IEC17011 に準拠して有機農産品認証機関の認定業務を実施している。

2.2.5 同等性の検討状況

台湾政府は現在のところ表 2-2-4 に示す 22 カ国に有機同等性を承認している。その 22 カ国の認証機関の認証を受けた有機食品以外の輸入有機食品は、台湾市場で原産地国の「有機」表示を付けて販売することが禁止されている。日本との間では有機同等性の承認が行われていないため、日本国内で有機認証を受け有機 JAS マークを表示した食品を輸出した場合であっても、台湾市場で「有機食品」として販売することはできない。

農業委員会のウェブサイトによると、現在、台湾に対してインドのほか EU のうち台湾からすでに有機同等性の承認を得た国以外の 11 カ国が有機同等性承認を申請中である。EU は、台湾に対して、EU 域内の国は同一基準に基づき対応しているため、残りの 11 カ国を

差別的に扱うべきではないと主張している。他方、台湾は、EU 域内の国であっても関係規定に基づき同等性承認に関する関連資料を国ごとに提出することを要求しており、現状は当該 11 カ国から必要な資料が未提出であるため、承認していない。

表 2-2-4 台湾から有機同等性を認証された国

台湾から有機同等性の承認を受けた国		台湾に対して承認申請中の国
有機食品及び 有機加工食品 (畜産品除く)	イギリス、フランス、オーストリア、デンマーク、フィンランド、オランダ、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、オーストラリア、スウェーデン、ルクセンブルク、ギリシャ、スペイン、アイルランド、ベルギー、ポルトガル、米国、カナダ、スイス、ハンガリー、チリ(計 22 国)	インド、 EU のうち台湾から 有機同等性を承認し た国以外の 11 カ国 (計 12 国)
有機畜産品及び有 機畜産加工食品	オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ、チリ(計 5 国)	-

(出所) 農糧署ウェブサイト¹

¹ http://www.afa.gov.tw/content_en.asp?pcatid=1&ycatid=1&lcatid=370&hcatid=25&scat=t

2.3 韓国

2.3.1 有機食品に関する表示制度に関わる法規制

(1) 概要

有機農産物の認証、表示については、従来、2001年に制定された「親環境農業育成法」が規定していた。本法律は2012年6月1日に大幅に改訂され、「親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律」（以下、「親環境農漁業管理支援法」）として2013年6月2日から施行される。

2013年6月2日までは、有機農産物・有機畜産物、有機加工食品など、品目ごとに有機農産物の認証・表示に係る根拠法が異なるが、新しい「親環境農漁業管理支援法」によって有機食品すべてが一つの法律で管理できるようになる。

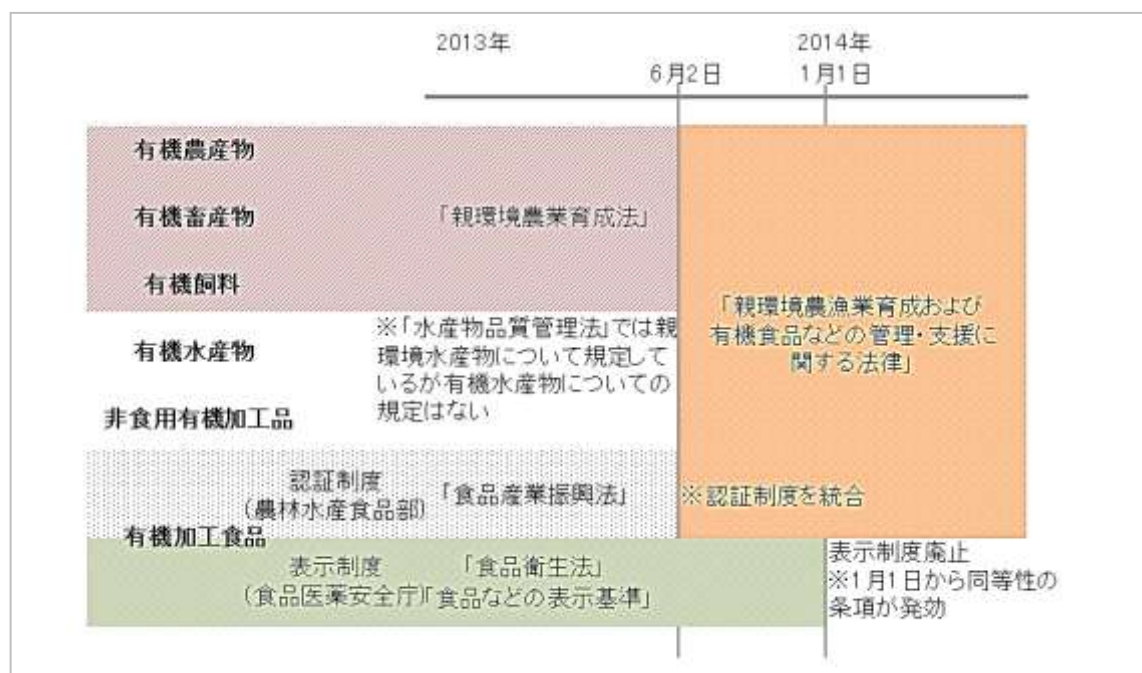


図 2-3-1 韓国の有機農産物等に関する根拠法と施行時期

（出所）株式会社ワール・ドビジネス・アソシエイツ 作成

なお、2013年2月25日から朴槿恵大統領が新しく就任し、これに伴って省庁再編が行われる見込みである。すでに、「親環境農漁業管理支援法」を管轄する農林水産食品部が、「農林畜産部(仮)」と「海洋水産部」に分割されることが決まっている。そのため、法律は一本化されたが、農産物、畜産物、水産物と、所管する部が分かれることになる。さらに、水産物以外の品目についてもどの程度担当が変更されるかについては現時点では明らかではなく、認証等の運用体制はまだ確定していない。

以下、本章においては、特に明記していない場合には、2013年2月上旬の調査時点における現行法下での運用体制に基づいて説明する。

（２）有機農産物、畜産物の認証

現行の「親環境農業育成法」は農林水産食品部が所管している。本法は、有機農産物、有機畜産物、有機飼料を対象としている。また、「親環境農業」とは「環境にやさしい」という意味であり、有機食品に加えて、無農薬農産物、低農薬農産物、無抗生剤畜産物も対象としている。

これらの認証、表示の具体的な基準、手順については「親環境農業育成法」の施行規則で規定されており、この施行規則が CODEX 基準に対応している。なお、韓国の法体系では、「法律」は国会で制定され、「施行令」が大統領、「施行規則」は農林水産食品部長官が公布することとなっている。

今回、「親環境農業育成法」が「親環境農漁業管理支援法」に改訂されるのに伴い、施行規則も改訂される。「親環境農漁業管理支援法 施行規則」の改訂案は、2012 年 11 月 20 日に公開され、2013 年 1 月 22 日まで意見募集が行われた。確定した施行規則については、2013 年 6 月 2 日の「親環境農漁業管理支援法」が施行されるまでに発表される見込みである。

現在の「親環境農業育成法」における、実際の有機農産物認定業務の仕組みを下図に示す。

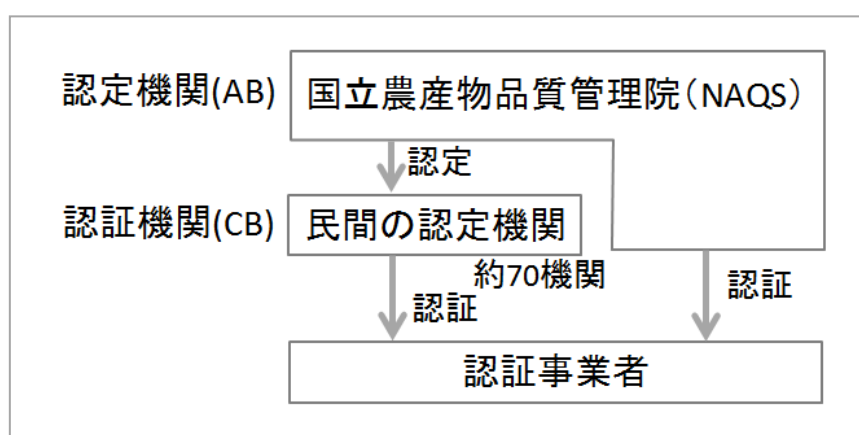


図 2-3-2 「親環境農業育成法」での農産物等の認定業務に関わる機関と体制
(出所)株式会社ワール・ドビジネス・アソシエイツ 作成

農林水産食品部の外局である国立農産物品質管理院 (NAQS) が、認定機関 (Accreditation Body : AB) を務めるが、同時に、認証機関 (Certification Body : CB) として認証業務も行っている。

国立農産物品質管理院 (NAQS) では、消費安全課が有機認証に関する業務を担当している。消費安全課の職員は 5 人であり、有機農産物の認証担当と、有機加工品の認証担当が置かれていて、認証計画や基準作りを行っている。

NAQS には道レベルでの 9 ケ所の支所、その下に 109 ケ所の事務所がある。認証を行う検査員はこの 109 ケ所の事務所に所属している。また同時に認証事業者の監督、モニタリングを行っている。

認証機関(CB)は 2002 年から民間機関も参入できるようになっており、現在は約 70 の機

関が登録され、認証業務を行っている。韓国の民間の認証機関は、大学を母体としている点が特色である。

NAQS と民間認証機関が行う認証の比率は、NAQS が 46%、民間機関が 54%である(2011 年の実績、件数比)。NAQS が認証の約半分弱を実施している。

表 2-3-1 認証の種類、および認証申請先別農産物認証実績 (2011)

区 分		有機		無農薬		低農薬		全体	
		認証実績	割合	認証実績	割合	認証実績	割合	認証実績	割合
件数 (件)	NAQS	1,497	(46.0)	3,735	(27.3)	3,911	(58.3)	8,943	(37.8)
	民間	1,760	(54.0)	9,959	(72.7)	2,792	(41.7)	14,711	(62.2)
	計	3,257	(100.0)	13,694	(100.0)	6,703	(100.0)	23,654	(100.0)
農家 数 (戸)	NAQS	4,187	(31.3)	14,340	(16.0)	28,026	(48.8)	46,553	(29.0)
	民間	9,189	(68.7)	75,425	(84.0)	29,461	(51.2)	114,075	(71.0)
	計	1,3376	(100.0)	89,765	(100.0)	57,487	(100.0)	160,628	(100.0)
面積 (ha)	NAQS	6,282	(32.5)	14,826	(15.6)	30,115	(51.8)	51,223	(29.7)
	民間	1,3030	(67.5)	80,427	(84.4)	27,994	(48.2)	121,451	(70.3)
	計	1,9312	(100.0)	95,253	(100.0)	58,109	(100.0)	172,674	(100.0)

資料：国立農産物品質管理院環境認証統計情報 (<http://www.enviagro.go.kr>)。

(注) () は、親環境農産物認証の構成比を示す。

(出所)「親環境農食品の生産・消費実態と市場展望」韓国農村経済研究所(2012. 2) p17

なお、国の機関が認証業務を行うことに対する批判もある。例えば NAQS の認証手数料は安く設定されているが、民間の認証機関が、認定料の価格競争の点で不公平であると主張している。また、農家への指導教育を行っている国の機関が認定も行うことについて、認定業務の適正さが確保できないとの懸念も示されている。

他方、国の機関が認証業務を停止することに対して、農家からの反対が予想されている。親環境農業の認証を受けることで農家が補助金を得られる制度があるが、認定が民間認証機関からしか得られなくなることで認証手数料が増加し、補助金のメリットが減ることになる。

民間認定機関ないしは農家からの批判を受けて、認証の体制が今後変わる可能性も考えられる。

(3) 有機加工食品の認証

有機加工食品の認証は、現在は、複雑な仕組みとなっている

表 2-3-2 「食品などの表示基準」における、輸入される有機加工食品に関する基準

「食品などの表示基準」

食品医薬品安全庁告示第 2012-140 号、一部改正 2012. 12. 31（抜粋、一部省略箇所を補足）

■ 輸入食品

- 1) 該当食品の製造・加工に使用した原材料（精製水と塩化ナトリウムを除く。以下同じ。）の 95 パーセント（％）以上が、「親環境農業育成法」第 17 条及び同法施行規則第 9 条関連[別表 3]第 2 号の規定による有機農林産物（「転換期」に表示された有機農林産物は除外する。）及び第 3 号の規定による有機畜産物の認証基準によって認証を受けた農・畜・林産物（以下「有機農産物」という。）または同認定基準以上の有機農産物でなければならない。
- 2) 親環境農業育成法第 17 条及び同法施行規則第 9 条関連別表 3 第 2 号の規定による有機農林産物及び第 3 号の規定による有機畜産物の認定基準が設定されていない農産物の場合には、当該製品輸出国の当該有機農産物の品質基準が設定されており、これ適合しなければならない。
- 3) 以下の基準に適合しなければならない。
 - (1) 原材料
 - イ) 同一の原材料について有機農産物と非有機農産物を混合して使用してはならない。
 - ロ) 食品を製造・加工するときは、別途指定する「有機加工食品の製造・加工時に使用が可能な原材料」以外の原材料を使用してはならない。
 - ハ) 放射線照射処理された原材料を使用してはならない。
 - ニ) 遺伝子組換え食品や食品添加物を使用したり、検出されてはならない。
 - ホ) 当該食品に使用する容器包装は、リサイクルが可能か、生物分解性材料でなければならない。
 - (2) 製造・加工などの方法
 - イ) 機械的、物理的、または生物的（発酵、燻製など）製造・加工方法を使用しなければならない。食品添加物は最小量を使用しなければならない。
 - ロ) 有機加工食品と非有機加工食品を同じ時間に同じ設備で製造・加工してはならない。
 - ハ) 有機加工食品を製造・加工する前に、非有機加工食品を製造・加工したときは、非有機加工食品の製造・加工に使用した製造設備の異物を除去して洗浄などを徹底的にしなければならない。
 - ニ) 有機加工食品と原料有機農産物は、非有機加工食品および非有機原料農産物とは別に保管・保存しなければならない。
 - (3) 製造工場の管理
 - イ) 工場周辺などの害虫などの防除は、機械的、物理的、または生物的方法によっておこなわなければならない。
 - ロ) イ) の方法で防除が十分でない場合には、農薬資材などを使用できるが、この場合、有機加工食品、有機農産物と直接接触されてはならない。
 - ハ) 製造設備のうち、食品と直接接触する部分の洗浄、消毒および殺菌は化学薬品（食品添加物は除く）を使用してはならず、食品添加物を使用した場合には、食品添加物の製造設備に残存してはならないものとする。
- 4) その輸入食品が 1) で 3) までの規定に適しているかどうかは、その製品の輸出国政府で定めた有機農産物及び有機加工食品の表示に関する規定の認証機関の要件に適した機関[IFOAM（国際有機農業運動連盟）などの国際機関の認証を受けるなど、信用度がある機関]で発行した証明書で判断することができる。

有機加工食品の認証制度は、現状は、農林水産食品部が管轄する「食品産業振興法」(2007年制定、2008年施行)に基づいている。本法の下で、国立農産物品質管理院(NAQS)が認証業務を行っている。食品産業振興法に基づく現行の制度は、「親環境農漁業管理支援法」に統合される予定である。

一方、食品産業振興法とは別に、保健福祉部の外局である食品医薬安全庁(KFDA)が表示制度を設けている。これは2000年から開始していたもので、「食品衛生法」第10条に基づく食品医薬品安全庁告示「食品などの表示基準」(最新版は告示第2012-140号 施行2012年12月31日)に基づくものである。この「食品などの表示基準」は、有機加工食品の原料となる有機農産物の含有量に基づく表示基準も規定している。

表 2-3-3 有機農産物の含有量に基づく表示基準

有機農産物の含有量	表示用語	表示範囲と場所
①有機農産物 100%	「有機 100%」または同様の用語を商品名に記載可能	・主表示面など、どの場所でも可能 ・有機農産物認証機関の名称や印章、ロゴ、その他の認証に関する表示が可能 ・原材料名と含有量表示欄に、有機農産物の含有量を百分率(%)で表示しなければならない
②原材料の 95%以上	「有機」または同様の用語を商品名に記載可能	同上
③原材料の 70%以上 95%未満	「有機」または同様の用語を商品名に記載すること以外であれば表示可能	・主表示面を除く表示面に表示可能 ・原材料名と含有量表示欄に、有機農産物の含有量を百分率(%)で表示しなければならない
①と③、その他の食品として特定原材料に有機農産物を使用	「有機」または同様の用語を原材料名と含有量欄に記載可能	・原材料名と含有表示のみ表示可能 ・原材料名と有機農産物の含有量を百分率(%)で表示しなければならない

※「製品名」とは個々の製品を表す一意の名称を指す

※「原材料」とは食品や食品添加物の製造・加工や調理に使用される物質として最終製品に含まれていることを意味する

※「表示面」とは容器・包装の表示面の商標・ロゴなどが印刷されており、消費者が商品や食品添加物を購入するとき、通常、消費者に見られる面のこと

(出所)「食品などの表示基準」、韓国 法制処ウェブサイト(<http://oneclick.law.go.kr/>)を基に作成

「食品産業振興法」では、認証を受けていない食品に有機または類似の表示(有機加工食品に誤認されるおそれがある外国語表示を含む)をする行為は禁止されており、第36条により3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金が規定されている。

他方で、「食品などの表示基準」により、認証がなくても規定の基準を満たしていれば有機表示ができる。したがって、「食品などの表示基準」に沿って表示していれば、認証を受けなくても有機と表示することが可能となり、食品産業振興法の罰則が適用されない。

現状、韓国では「食品産業振興法」の認証・表示制度に沿って表示を行っている有機食品と、「食品などの表示基準」に基づき表示を行っている有機食品の両者が流通している。流通している有機食品の4割が「食品産業振興法」に基づく有機マークを付けたもの、6割が「食品などの表示基準」に基づき有機表示をしているものの民間調査会社による報告もある。

表 2-3-4 有機加工食品市場の現状(2010)

単位: 億ウォン, %

区分			2009		2010		
			金額	構成比	金額	構成比	増加率
有機加工食品	計		2,490.2	50.5	3,102.2	49.4	24.6
	国内生産	国内認証	1,047.4	21.2	1,250.7	19.9	19.4
		表示	1,354.0	27.5	1,732.0	27.6	27.9
	海外からの輸入	国内認証	8.7	0.2	14.8	0.2	70.1
		海外認証	80.1	1.6	104.7	1.7	30.7

資料: ニールセン・カンパニー株式会社(2011).

(出所)「親環境農食品の生産・消費実態と市場展望」韓国農村経済研究所(2012. 2) p22

有機加工食品の認証制度対象として 227 品目が指定されている。認証業務を行っている NAQS によると、227 品目のうち実際に認証されている品目は、国内生産では米粉、豆粉、テンジャン、コチュジャン、キムチ、菓子類、お茶類、果物のジュース類など、輸入品では砂糖、コーヒー、果物のジュース類などである。

有機加工食品に関する複雑な制度を解消するために、「食品などの表示基準」による表示制度は 2013 年 12 月 31 日で廃止され、それ以降は「親環境農漁業管理支援法」に基づく認証制度に一本化される。

有機加工食品の「食品などの表示基準」に基づく表示制から認証制への切り替えの背景には、2007 年に輸入された有機離乳食から遺伝子組み換え材料が検出され、有機加工食品に対する不安が高まったことがある。

しかし、「食品などの表示基準」に基づく有機加工食品の表示制度については、2008 年から廃止論議がありながらもすでに 4 度にわたり有効期限が延長されてきた。延長の背景には、輸入業者からの働きかけがあった。輸入加工食品は素材が多岐にわたり、「食品などの表示基準」が廃止されると、韓国の認証機関が外国に赴いて検査を行うことになり、コストが高騰して有機食品の輸入が難しくなるとして、輸入業者は「食品などの表示基準」の廃止に反対した。

さらに、新大統領就任による省庁再編により、保健福祉部の外局である食品医薬安全庁(KFDA)は、国務総理室直轄の「食品医薬品安全処」に改組される見込みである。新設される食品医薬品安全処では、食品に関する権限が現在より大きくなることも予想され、表示制の廃止が予定通り行われるかどうかは、省庁再編の動向にも依存している。

（４）有機水産品、非食用有機加工品

有機水産品の有機認証は「親環境農漁業管理支援法」で新しく規定され、2013年6月2日から施行される。従来は、「水産物品質管理法」により、親環境水産物に関する基準は定められていたが、有機基準は設けられていなかった。

非食用有機加工品は、「親環境農漁業管理支援法」の第2条の用語の定義の中で初めて規定された。具体的には、「人が直接摂取しない方法で使用したり、消費するために、有機水産物を原料または材料として使用して有機的な方法で生産、製造・加工または処理される加工品をいう。ただし、『食品衛生法』に基づく機構、容器・包装、薬事法に基づく医薬部外品と『化粧品法』に基づく化粧品は除外する。」と定められている。

非食用有機加工品には、コットンやペットフードなどが該当するが、具体的な認証についての運用は予定されておらず、施行規則案にも非食用有機加工品についての記載は含まれていない。

農林水産食品部親環境農業課によると、「親環境農漁業管理支援法」に基づく非食用有機加工品の基準は、民間での需要などを考慮しながら徐々に施行される予定である。

（５）表示マーク

有機食品に関する認証マークは切り替えを行っており、調査時点では2つのマークが並行して存在している。

旧マークは、2013年12月31日まで使用することができる。旧マークでは、親環境農産物の有機、無農薬、低農薬の種別をマークの色で表しており、わかりにくいという批判があった。

現行マークは、2012年1月1日から使用されているため、2013年12月31日までの2年間は2つのマークが並行して使われることになる。

現行マークでは、基本的には緑色を使用するが、パッケージ等の色に合わせて、青色、赤色にすることも可能である。

旧表示(2013年12月31日まで使用可)		現行表示(2012年1月1日から適用)		
韓国語表示	 綠色 유기농산물 有機農産物	 綠色 유기가공식품 有機加工食品	 유기농 (ORGANIC) 농림수산식품부 有機農	 유기축산물 (ORGANIC) 농림수산식품부 有機畜産物
	 黄綠色 전환기유기농산물 転換期有機農産物	 유기농산물 (ORGANIC) 농림수산식품부 有機農産物	 유기가공식품 (ORGANIC) 농림수산식품부 有機加工食品	
	 水色 무농약농산물 無農薬農産物	 유기식품 (ORGANIC) 농림수산식품부 有機食品		
	 橙色 저농약농산물 低農薬農産物	 무농약 (NON PESTICIDE) 농림수산식품부 無農薬農産物	 무항생제 (NON ANTIBIOTIC) 농림수산식품부 無抗生剤畜産物	
英語表記	 綠色 Organic	英語表記	 ORGANIC MIFAFF KOREA	

図 2-3-3 有機認証マークの新旧比較

(出所) 国立農産物品質管理院等ウェブサイト等から株式会社ワール・ドビジネス・アソシエーツ 作成



マークの下には、認証機関名、認証番号を記載する。

表示図形の色は緑を基本色とし、梱包材の色などを考慮して青、赤または黒色にすることができる。
 配色の割合は、緑 C80+ Y100、青 C100+ M70、赤 M100+ Y100+ K10 とする。
 また、マークの幅の最小サイズは 12mm とする。

形は、国を意味する大極、信頼と保証を象徴する印章を表す四角のフレームである。

図 2-3-4 有機認証マークの仕様

(出所)「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案 [別表 5] 等

マークの中の文字は認証品目によって異なるが、文言の表記方法については、有機農産物では、「有機農産物」でも「有機農」のどちらを使っても構わない。また、有機農産物も有機畜産物も「有機食品」と総括した表し方も可能である。

表 2-3-5 マークの中に記載できる文字の例

区分	表示文字
有機農産物	・ 有機農産物・有機栽培農産物、有機畜産物や有機 ・ 有機栽培〇〇（〇〇は農産物の一般名称である。以下この表において同じ。）、有機畜産〇〇、有機〇〇や有機農〇〇
有機水産物	・ 有機水産物や有機養殖水産物 ・ 有機〇〇や有機養殖〇〇（〇〇は水産物の一般名称）
有機加工食品	・ 有機加工食品やオーガニック ・ 有機〇〇や有機〇〇

（出所） 「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案 [別表 5]

有機への転換中の場合には表示の下に転換期であることを表示する。（施行規則には記載はないが、親環境農産物情報システム ウェブサイトで指示されている。

（www.enviagro.go.kr/portal/certi/certifi_sign.jsp）

現行マークのデザインは有機農産物だけに使われているわけではなく、これまで異なるデザインだった GAP、伝統食品などの認証についても同じ形態のデザインを使い、食品の認証マークとして統一感を持たせたものとなっている。

なお、その他有機に関する表示に関する制約としては、「ナチュラル」、「無公害」、「低公害」など、消費者に混乱をもたらす恐れのある表示をしてはならないことが「親環境農業育成法 施行規則」で定められており、この内容は「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案にも引き継がれている。

2.3.2 対象範囲と認定の強制力

調査時点で有機認証を行っているものは「親環境農業育成法」と「食品産業振興法」に基づく以下の品目である。

- ・ 農産物ならびにその加工品
- ・ 畜産物ならびにその加工品
- ・ 飼料
- ・ 以上の品目を小分けする業者

これらの品目についてはいずれも強制表示であり、「親環境農業育成法」においては任意表示にあたるものはない。

しかし、有機加工品については「食品衛生法」第 10 条に基づく「食品などの表示基準」による表示制度があり、実質的な任意制度として機能している。この「食品などの表示基準」による表示制度は、2013 年 12 月 31 日で終了する予定である。2013 年 12 月 31 日以降、有機表示を行うためには、すべて韓国の認証制度に沿って有機認証を取得しなければ

ならない。すなわち、表示制度終了後は、任意表示に該当する制度はなくなる見込みである。

また、「親環境農漁業管理支援法」が施行される 2013 年 6 月 2 日以降は、有機水産物が認証制度の対象に加えられる予定である。

2.3.3 輸入品（日本からの輸出品）に対する扱い

日本から韓国への有機食品の輸入については、加工食品に関しては、2013 年 12 月 31 日までは「食品などの表示基準」による表示制度に基づき、輸出国政府が定めた有機食品の基準に基づいていれば有機表示が可能である。このため、日本の有機 JAS 認定されているものであれば、そのまま有機表示の販売することができる。

実際に、韓国の有機食品販売店では、日本の有機 JAS マークがついた醤油、納豆等の加工食品が韓国の認証を受けずに、有機食品の表示がなされた状態で販売されている。

一方、一次産品及び加工食品の場合には、韓国の制度に基づく認証を受けて、認証マークをつけて流通させる方法もある。この場合には、表示制度が終了した後も有機食品として流通させることが可能である。

韓国国外での認証を受ける方法については、以下の 2 つの方法がある。

- ・ 韓国の認証機関から有機認定を受ける
- ・ 韓国政府（この場合 NAQS）が認証した外国認定機関から有機認定を受ける

韓国の認証機関は、外国の圃場、加工場を認証できる。実際に、中国等において、韓国の認証機関から認証を受けて、豆腐等に使う大豆などを有機食品として輸入している事例がある。

また、NAQS が認証した外国認定機関としては、ドイツの BCS、オーストラリアの ACO、オランダのコントロールユニオンがある。

NAQS は外国の認定機関からの申請があれば、受け付け、審査を行う。その際の申請については、次ページ以降に示す様式の書式を使って行う。

ただし、NAQS によると、2013 年 3 月現在、まだ日本の認定機関からの申請を受けた事例はないとのことである。

認証機関の指定(更新)申請書書式

- 【 】 有機食品等： □有機農産物、□有機畜産物、□有機水産物、□有機加工食品
 【 】 無農薬農水産物等： □無農薬農産物、□無抗生物質畜産物、□無抗生物質、水産物、
 □有効剤不使用水産物

※【 】と□には、該当するところにレ印をつけます。

※下記の作成方法を読んで記入してください。

受付番号	受付日	処理期間	3か月
申請者	機関名		
	代表者氏名	法人登録番号と国籍 (外国人のみ)	
	所在地	電話番号	
設立目的			
設立年月日			
認証業務の範囲			

「親環境農漁業の育成と有機食品などの管理・支援に関する法律」第26条第2項第3項第5項及び同法施行規則第25条又は第40条の規定により、上記のように認証機関の指定(指定更新)を申請します。

年 月 日

申請者

(署名または印)

国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長 殿

<必要書類>	1. 認証業務の範囲等を記載した事業計画書1部	手数料 「親環境農漁業の育成と有機食品などの管理・支援に関する法律」施行規則第67条の規定による手数料
	2. 「親環境農漁業の育成と有機食品などの管理・支援に関する法律施行規則」第26条(第40条)に基づく認証機関の指定基準を備えていることを証明できる書類1部	
	3. 認証機関指定書(再指定の場合に限ります)1部	

作成方法

1. 文字は黒色を使用してハングルで明確に記載してください(必要な場合には、括弧内の原語と一緒に使うことができます)。
2. 法人登録番号の欄に法人登録番号を記載し、外国人は国籍を併せて記載してください。
3. 施設の欄には機関の主たる事務所の所在地の道路名住所を書いてください。
4. 申請者が外国人である場合には、外来語表記法に基づいて韓国語に翻訳(音訳をすることし、意訳をしてはならない)した申請者の機関名と代表者名を記載し、機関が外国の場合には、括弧内に原語と一緒に記載をすること。
5. 認証業務の範囲欄には「親環境農漁業の育成と有機食品などの管理・支援に関する法律」施行規則第27条の認証業務の範囲で実行する範囲を記載すること。

210mm×297mm[백상지 80g/㎡]

図 2-3-5 認証機関の指定申請書書式 (和訳 2 ページ)

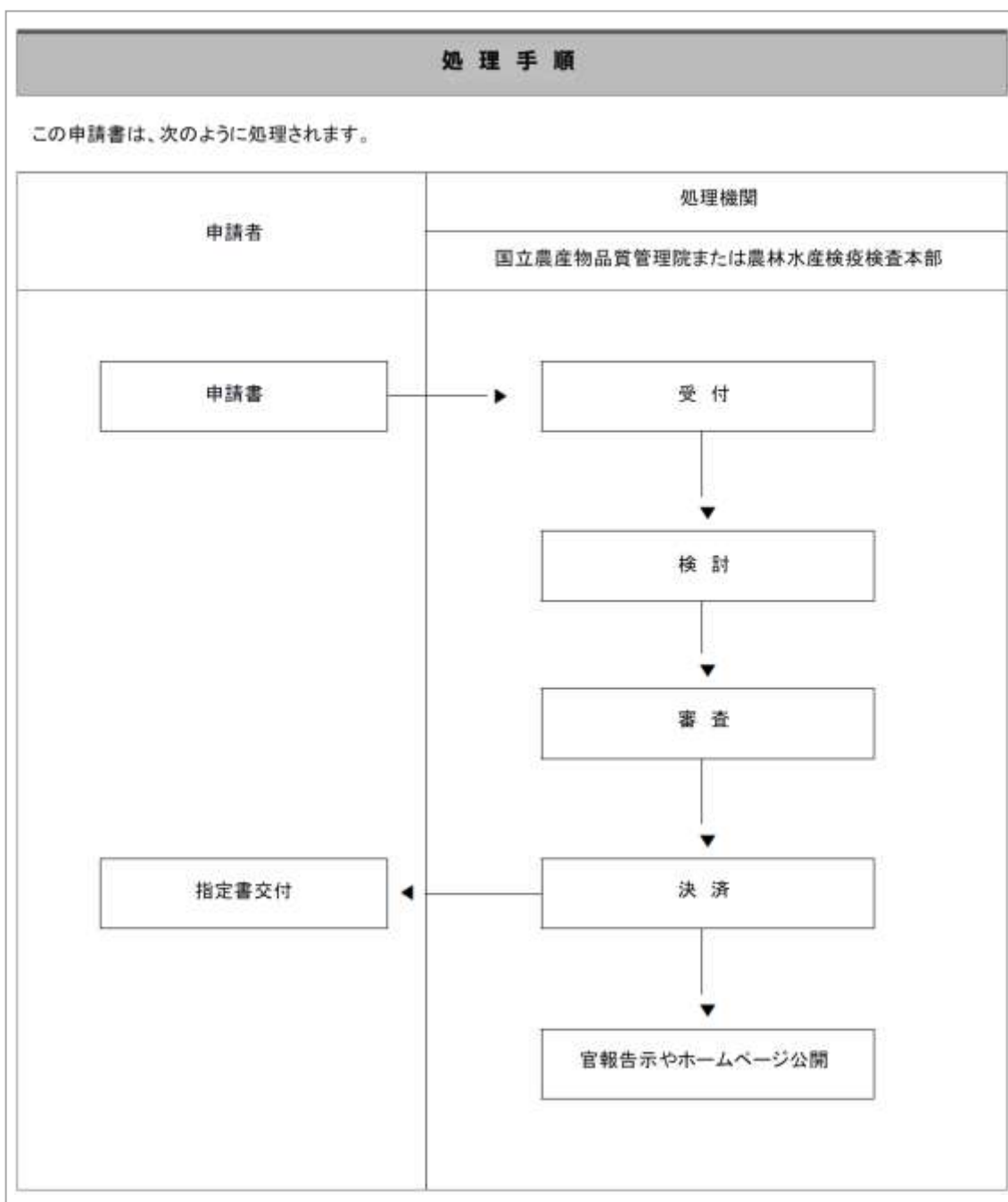


図 2-3-5(続き) 認証機関の指定申請書書式 (和訳 2 ページ)

2.3.4 国際的な基準との整合状況

(1) 基準の CODEX 準拠

「親環境農業育成法」で規定されている有機農産物、農産物加工品、畜産物、畜産物加工品、飼料の基準は、CODEX の基準に準拠している。具体的には、「親環境農業育成法」の施行規則に定める内容が、CODEX 基準に対応した内容となっている。

「親環境農漁業管理支援法」の施行規則も CODEX に準拠したものとなる。また有機水産物については、CODEX 基準がないため、EU 等の基準を参考にして作成している。

表 2-3-6 改訂される「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案の構成

第 1 章	総則
第 2 章	親環境農漁業の育成・支援
第 3 章	有機食品などの認証と管理
第 1 節	有機食品などの認証および認証手続きなど
第 2 節	有機食品などの認証機関
第 3 節	有機食品など、認証事業者と認証機関の事後管理
第 4 章	無農薬農水産物などの認証
第 5 章	有機農業資材の公示及び品質認証
第 6 章	補則
附則	
[別表 1]	許可物質の種類と使用条件（第 2 条第 1 項関連）
[別表 2]	許可物質の選定基準及び手続（第 2 条第 2 項関連）
[別表 3]	有機食品などの認証基準（第 8 条第 2 項関連）
[別表 4]	有機食品などの経営関連資料（第 9 条第 2 号関連）
[別表 5]	有機食品などの表示（第 17 条第 1 項関連）
[別表 6]	有機食品などの認証情報を表示する（第 17 条第 2 項関連）
[別表 7]	有機水産物の含有量に応じた限定有機表示の基準 （第 17 条第 3 項関連）
[別表 8]	認証取り消しなどの行政処分の基準と処分の手続き（第 18 条）
[別表 9]	認証機関の行政処分の基準（第 33 条関連）
[別表 10]	無農薬農水産物などの認証基準（第 37 条第 1 項関連）
[別表 11]	無農薬農水産物などの表示（第 41 条第 1 項関連）
[別表 12]	有機農業資材の公示または品質認証基準（第 42 条第 2 項関連）
[別表 13]	有機農業資材関連の行政処分の基準 （第 51 条、第 53 条、第 62 条及び第 64 条関連）
[別表 14]	有機農業資材の表示基準（第 52 条関連）
[別表 15]	手数料（第 67 条第 1 項関連）

（２）認証機関の ISO/IEC17065 準拠

国立農産物品質管理院（NAQS）は ISO/IEC17065 に基づき認証機関(CB)の認定を行っている²。「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案では、第 26 条の認証機関の指定基準において、「品質認証システムを運営する機関のための要件（ISO/ IEC ガイド 65）に適した法人であること」と定められているが、施行規則はまだ案の状態であり、最終的には ISO/IEC17065 準拠になると理解してよいとのことである³。

²農林水産食品部親環境農業課ヒアリング

³農林水産食品部親環境農業課ヒアリング

なお国立農産物品質管理院 (NAQS) は、「親環境農漁業管理支援法」により認定機関(AB)と指定されている。

2.3.5 同等性の検討状況

現在は、韓国から同等性を申請している国も、申請されている国もない。韓国ではこれまで他国と同等性を締結するための法的な根拠がなかったが、「親環境農漁業管理支援法」で初めて法的根拠が整備されることになった。

「親環境農漁業管理支援法」は 2013 年 6 月 2 日から施行されるが、同等性認定について定めた第 25 条は、約半年遅れて 2014 年 1 月 1 日から発効することになっている。この条項において、同等性については相互主義原則が適用されることが明示されており、一方同等性は認められていない。また、対象となるのは有機加工品のみであり、生鮮の有機農産物、有機畜産物については、同等性の対象とならない。

同等性を締結する手続きについては、「親環境農漁業管理支援法 施行規則」案 第 19 条～第 22 条で以下の事項が定められている。

- ・同等性認定に必要な許可物質、認証基準及び審査手続の基準
- ・同等性認定を受けようとする外国政府機関の、国立農産物品質管理院(NAQS) 長への申請手続き
- ・同等性認定を受けた外国の政府機関の、認証された製品であることの証明書または取引証明の保証

ただし、同等性認定基準に関する具体的な詳細は、国立農産品質管理委員長が定めて告示することとなっており、詳細はまだ定められていない。

まず、有機加工食品に関する同等性の検討が進められたのは、「食品などの表示基準」の廃止により有機食品の認証コストが増加し、専ら有機加工食品を輸入している輸入業者が不利益を蒙らないよう配慮されたからである。他方、同等性が締結されると、海外から多くの有機食品が輸入され、国内の有機農業が衰退するとして、農家、生協等が反対したことも、同等性の対象が有機加工食品に限定された理由である。しかし、同等性に関する条項が発効しても、同等性が締結されるためには時間がかかるため、「食品などの表示基準」が予定通り廃止されることに対して疑問も提示されている。

なお、同等性を導入した場合の影響について、半官半民によって運営されている韓国農村経済研究所 (KREI) が調査報告書を出している（「有機食品認証制度 同等性関連影響分析」(2011.11)(韓国語のみ)）。本報告書は、実際に同等性が締結することになった場合でも、有機食品の輸入が現状以上に急激に増加することはないとの結論を示している。

2.4 中国

2.4.1 有機食品に関する表示制度に関わる法規制

中国における有機食品認証・表示制度に関わる法規制で最も基本的なものは「有機食品認証管理弁法」である。2004年に施行された同弁法は、中国における有機食品認証制度の枠組みを規定している。その後、同弁法を実施するに当たっての各種文書として、有機産品国家基準（2005年）、有機産品認証実施規則（2005年、2012年3月に新版発効）、有機産品認証目録（2012年）が制定され、表示制度に関しても各種のルール作りが進んだ。現在は表2-4-1に示す各種行政法規が整備されている。

2012年3月1日から「有機食品認証実施細則」と認証基準の「GB/T19630—2011」が実施され、以下の点で法改正が行われた。

- a. 有機食品の認証対象となる品目は、国家認証監査委員会が公布した「認証目録」に含まなければならない。
- b. 有機転換食品を販売する前に、販売許可書を取らなければならない。
- c. 認証番号の編成と発給は今まで認証組織が実施することができたが、番号の濫用と捏造を防ぐため、番号の編成と発給は中国食品農産品認証情報センター（国家認証認可監督管理委員会内の組織）が統一的に管理・実施することとする。
- d. 生産基地の環境検査（土壌、水検査も含め）は毎年実施する。
- e. 一年生作物の場合は三種類以上の作物の輪作を行い、年間三期以上の米生産地域は二種類作物の輪作を行わなければならない。
- f. 同じ生産単位区域の中で、一年生作物の並行生産を禁止する。
- g. 一年生多期作物は、毎期の作物も現場検査を行わなければならない。
- h. 養液栽培の有機認証を禁止する。
- i. 芽野菜の種も有機生産でなければならない。

また、輸入有機食品に関しては管理を厳格化する方向で議論が進んでおり、2013年中にも「有機食品認証管理弁法」の輸入有機食品に関する事項が改正される見通しである（詳しくは後述）。

表 2-4-1 中国における有機食品に関する表示制度・関連規定

法律名称	中国語名	施行年	主な内容 (有機食品に関連し)	監督省庁	日本語 翻訳
有機食品認証管理弁法	有机产品认证管理办法	2004	有機認証全般に関する規定を示す。	中国国家認証認可 監督管理委員会	○ (別添)
有機産品認証実施規則 (新版 2012. 3)	有机产品认证实施 规则	2005 (2012)	上記弁法の実施ガイドライン的扱い。	中国国家認証認可 監督管理委員会	○ (別添)
有機産品認証目録	有机产品认证目录	2012	・中国において有機食品、 農産品として認められ得る (有機認証の対象となる) 産品リスト	中国国家認証認可 監督管理委員会	○ (別添)
有機産品国家基準 (GB/T 19630. 4)	中华人民共和国国 家标准 (有机产品)	2005	有機食品、農産品国家基準。 強制性は無く独自の基準作 成も可。	国家質量技術監督 検験検疫総局	△
認証機関管理弁法	认证机构管理办法	2011	・各種認証機関の設立条件、 活動規範などを規定	国家質量技術監督 検験検疫総局	○ ⁴
輸出入食品ラベル管理弁法	进出口食品标签管 理办法	2000	・輸出入される食品のラベ ル表示制度を規定	国家出入境検験検 疫局	○ ⁵

⁴ 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会 (JONA) による仮訳有り。

⁵ http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_002.pdf

【認証制度概要と各種認証マーク】

中国における有機認証制度では、有機産品国家基準（GB/T 19630.4）において統一のレベルが定められている。



図2-4-1 中国における有機認証マーク（左）、および有機転換製品マーク（右）

専門の有機認証機関として、「中国有機食品発展センター」（中国有機食品发展中心：OFDC）と「中緑華夏有機食品認証センター」（中緑華夏有機食品認証中心：COFCC）が政府機関との関係も深く、それぞれが自らの機関の有機認証マークを有している。前者が環境保護部を通じて政策形成過程にも影響力を及ぼしているのに対し、後者は農業部との関係が深く農産品の有機認証が主要業務となっている。



図 2-4-2 有機食品発展センターの有機製品表示マーク（左）および有機転換製品表示マーク（右）



図2-4-3 中緑華夏有機食品認証センター認証の有機表示マーク

両機関の他、2011 年末段階では 23 の認証機関が登録しており⁶、中国における有機認証活動を行なっている（表 2-4-2）。2004 年に有機認証制度ができた直後には 60 を超える有機認証組織があったが、適格性に疑問のある組織も多く含まれていたことが背景にあり、現在はやや絞りこまれている。現在のところ、有機認証資格を有する外国の登録機関は存在していない。

表 2-4-2 中国で認定されている有機食品認証機関

番号	認証機関名
1	中国質量認証センター
2	杭州万泰認証有限公司
3	方園標志認証集団有限公司
4	広東中鑑認証有限責任公司
5	浙江公信認証有限公司
6	中食恒信（北京）質量認証中心有限公司
7	北京中安質環認証センター
8	黒竜江省農産品質量認証センター
9	中環連合（北京）認証センター有限公司
10	北京五洲恒通認証有限公司
11	北京中緑華夏有機食品認証センター
12	遼寧方園有機食品認証有限公司
13	遼寧遼環有機食品認証センター
14	北京五岳華夏管理技術センター
15	新疆生産建設兵団環境保護科学研究所
16	西北農林科技大学認証センター

⁶ 中国国家認証認可監督管理委員会によると 2012 年 6 月末現在では 28 社。

17	環境保護部中国有機食品発展センター 南京国際有機産品認証センター（輸出品の輸出先国の有機食品認証支援業務も行う ⁷⁾ ）
18	北京東方嘉禾認証有限責任公司
19	杭州中農質量認証センター
20	北京愛科賽尔認証センター有限公司（輸出品の輸出先国の有機食品認証支援業務も行う）
21	南京英目認証有限公司（輸出品の輸出先国の有機食品認証支援業務に限る）
22	北京中合金諾認証センター有限公司
23	上海色瑞斯認証有限公司（輸出品の輸出先国の有機食品認証支援業務に限る）

これら認証機関（Certification Body : CB）は、中国の有機食品認証制度における認定機関（Accreditation Body : AB）である国家認証認可監督管理委員会（CNCA）により認定されて、初めて有機認証機関としての活動を行うことができる。最初に認証機関は同委員会に対して「有機食品認証機関」としての活動登録、認可を申請し、それが得られた後に「認証機関」としての適合性審査を受けるため、CNCA 傘下の合格評定国家認可委員会に再び申請し、審査を経た後に活動許可を得る。これを以って初めて各事業者に対しての有機認証業務を行うことができるようになる（以下図 2-4-4 参照）。

⁷⁾ 海外の有機認証機関との業務提携で、同等性はないため、輸出先の認証機関の認証業務の一部を代行認証で行う。

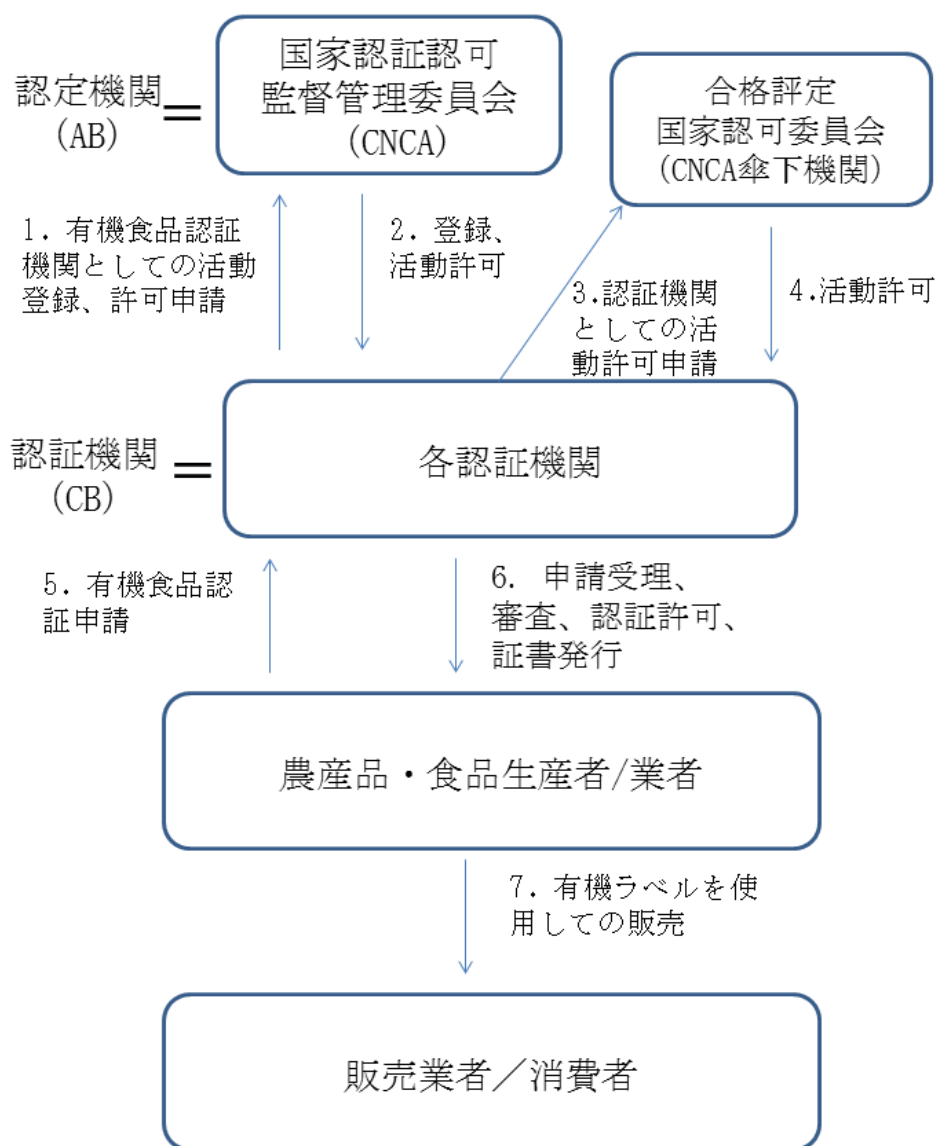


図 2-4-4 有機認証制度に関する関連機関相関図
(出所)「有機産品認証実施規則」等より

認定機関より認証事業許可を得た各種認証機関における、有機食品認証業務の流れを図2-4-5に示す。

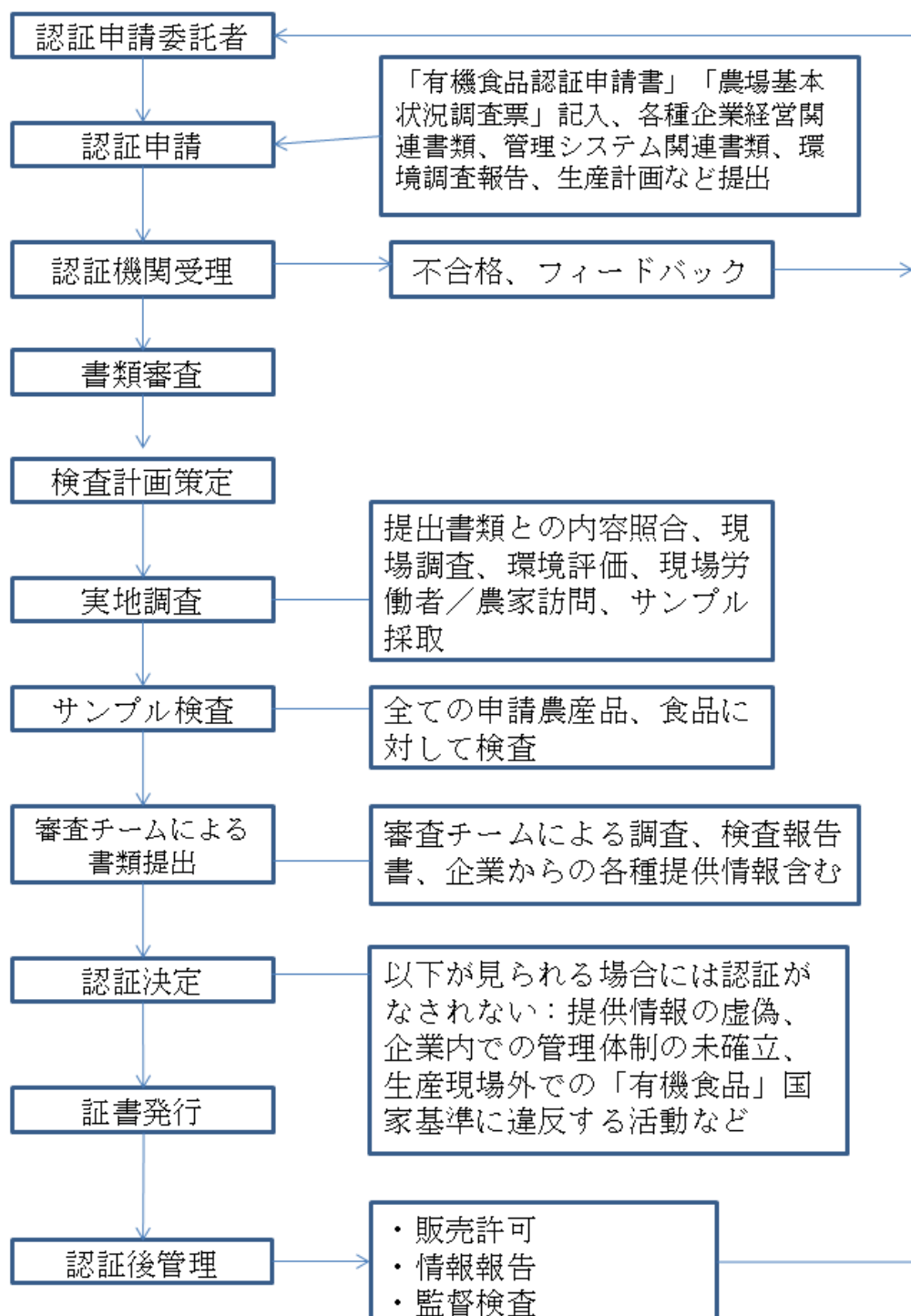


図 2-4-5 有機食品認証プロセス

2.4.2 対象範囲と認定の強制力

中国において、有機食品の表示ができる製品は、2012年に更新された「有機産品認証目録」に記載されているものに限られる。この2012年からの目録では、認証基準の国際統一を図るため、生産投入品、蜂蜜加工品、クコ（中国語で「枸杞」）、塩、水、化粧品などの認証はできなくなった。その他日本食品に関連して言えば、梅干、コラーゲンなどのような中国有機目録にない品目は中国で有機食品として販売できない⁸。

2.4.3 輸入品（日本からの輸出品）に対する扱い

日本も含め、現在のところ中国から有機食品の同等性を承認されている国はない。日本からの輸入食品・農産品に関しても、原則中国における有機認証を受けない限りは、有機食品として販売することはできない。有機食品認証管理弁法の第36条によると「輸入有機食品は中国の関連法律、行政法規各部門のルールに適合していなければならない、同時に中国の有機食品基準に適合していなければならない」と規定されている⁹。中国の有機認証を受けていない場合は、有機食品としての表示も禁じられ、原産地国、加工を行った国で認証・許可されている「有機」「organic」といった表示も隠して販売しなければならない。

有機食品の輸入に関しては「有機食品認証管理弁法」の中で規定されているが、その管理厳格化が現在検討されている。当初は認証認可監督検査委員会で新しい「有機食品の輸入に関する管理弁法」を作る案が検討されたが、現場（質量技術監督局、工商局、検閲検疫局など）からの反対意見が強く、現在は既存の「有機食品認証管理弁法」を修正し、その中で輸入有機食品の管理についての記述を「章」に格上げして詳しく規定することで改正の方向性が合意されている¹⁰。公布と実施時期は2014年の3月以降の予定である¹¹。

新しい規定で予想される主な改訂点として、以下の点が挙げられる¹²。

○同等性の覚書を締結された国の有機食品業者への認可は覚書に従い、国際基準で実施す

⁸ 中緑華夏有機食品認証センターへのヒアリングより。なお、OFDCによると、目録にない製品は認証認可監督管理委員会に追加を申請することができるが、許可を得るまで半年以上かかるという。

⁹ この輸入有機食品に関する規定では、改めて2009年に通達が出ているというウェブ上の情報もあったが、中国国家認証認可監督委員会のウェブサイトからは同通達の内容は確認できなかった。

¹⁰ 上海出入境検閲検疫局へのヒアリングより。独立の「有機食品輸入管理弁法」といったものが出るというヒアリング結果もあったが、オフィシャルな組織の見解としては今のところ既存管理弁法の修正で対応するというもの。

¹¹ 国家認証認可監督管理委員会へのヒアリングより

¹² 国家認証認可監督管理委員会へのヒアリングより

る。締結されていない国の業者への認可は中国国内認証機構の認可を受けなければならない。書類審査と現場検査は必須。中国の有機食品認証機構の事後報告は不可欠。

○同等性がない国の有機食品の認可については、以下のように規定する。

- ・ 有機食品の生産側、販売側、輸入側、代理側は輸入する前に、登録認証機関に正式な認証委託申請書を提出しなければならない。
- ・ 認証委託申請書とともに、調査表、加工プロセス、製品原材料と添加剤、加工過程の投入品などの資料も提出しなければならない。
- ・ 通関時、各出入境検査検疫局に認証証書、販売証書のコピー、製品標識と認証マークなどの文書を提出しなければならない。
- ・ 必要に応じ、出入境検査検疫局が、中国有機食品の基準に達するかどうか、抜き取り検査を実施する。
- ・ 各出入境検査検疫局が輸入有機食品の認証検査、外国認証機構活動の検査を管理する。

2.4.4 国際的な基準との整合状況

「有機農業」とは、「有機農業生産基準に基づき、自然法則及び生態学の原理に従って行われ、遺伝子組み換え技術や化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤等の物質を使用せず、持続的発展が可能な一連の営農技術を採用した生産プロセスを維持する農業」を指す¹³。

中国の有機基準はヨーロッパ基準を参考にして作成されたもので、果物、野菜、お米などの一部の品目では中国の有機基準は、ヨーロッパの有機基準とほぼ同様であるが、そういった品目はまだ少ない¹⁴。

認証機関の一つである OFDC は、IFOAM が策定した有機農業基準に準拠した認証を行い、COFCC の認証基準は基本的にコーデックス委員会の「ガイドライン」に準拠したものとなっている。認証機関の認定は基本的に ISO/IEC ガイド 65 に準拠しているが、実際に ISO/IEC ガイド 65 に基づき認定を受けているのは南京国際有機産品認証センターを含めた僅かな機関に限られている¹⁵。OFDC へのヒアリングによると、2012 年より発効した ISO/IEC17065 への対応については、国家認証認可監督管理委員会傘下の合格評定国家認可委員会が、次回の各種認証機関の認定基準更新時に、それら認定基準に ISO/IEC17065 基準を採用する方向で検討されている。

また、中国国家認証認可監督管理委員会によると、合格評定国家認可委員会の認可を受ける際の基準である同委員会の認定基準が ISO17011 を参考に作られているとのことで、中国の認定基準は ISO17011 へも準拠していると言える。

¹³ 有機産品国家基準（GB/T 19630. 4）

¹⁴ 副食流通協会有機食品推進工作委员会へのヒアリングより

¹⁵ 2013 年 1 月より 1 年間の効力：http://www.ofdc.org.cn/article_info.asp?n_id=1493

2.4.5 同等性の検討状況

(1) 同等性確保に関する現状と交渉進捗状況

上述の通り、現在のところ中国から有機食品の同等性を承認されている国はない。また同様に、台湾、香港、マカオも含め、中国の有機食品に同等性を承認している国もない。

2012年6月に中国国家質量監督検閲検疫総局はEU農業・農村発展部の間で有機食品の相互認証に関する協議を開始するとの覚書を締結した¹⁶。詳細な議論は先になるが、先ずEUとの間で同等性を実現し、その後にアメリカ、日本などの国と展開するのが中国政府の方針である¹⁷。また、同等性に関連して、IFOAMのPGS体系（参加式保障システム）などにも同時に推進していくことを内部で検討している。

(2) 同等性確保のためのパイロット的取り組み

今回現地調査で訪問した副食流通協会有機食品推進工作委员会は、海外有機食品の輸入と中国産有機食品の輸出に力を入れており、中国国内で有機食品生産販売促進を主要業務とする唯一の全国組織である。現在、北京、上海、広州で有機食品生産推進基地を設立しようとしており、2013年8月までに正式に運営が始まる予定である。副食流通協会は中国農業部、国家認証監督委員会と共同で同基地の運営にあたる。この推進基地の役割の一つは国内外有機食品の認証である。特に海外製品の中国での認証手続き、中国産有機食品の海外輸出の手続きを推進基地で実施できることを目標にしている。具体的な認証基準は一律にヨーロッパ基準に従い、各国の有機食品はそれに合わせて、事前に認証資料を準備することになる。中国への輸出手続及び中国における有機食品の認証手続きに推進基地も協力して実施するとのことである。

(3) 日本との同等性検討

まずはEUとの検討からという上述中国政府の方向性もあり、日本との同等性検討に関してはまだ先の話との声が中国側に多い。

¹⁶ 駐中国欧州連合代表部 HP

http://eeas.europa.eu/delegations/china/press_corner/all_news/news/2012/20120612_02_en.htm

¹⁷ 中国国家認証認可監督管理委員会へのヒアリングより。

2.5 タイ

2.5.1 有機食品に関する表示制度に関わる法規制

(1) タイの有機食品に関する法制度の歴史

タイの有機食品に関する制度の制定は、農業協同組合省農業局（DOA：Department of Agriculture）によって進められてきた。タイの有機食品に関する法制度の制定の経緯を以下に示す。

タイの有機食品に関する法制度の制定の経緯

1999 年	タイ科学技術研究所が有機農産物生産規格を作成。
2000 年	農業協同組合省農業局(DOA)が有機農産物生産規格を採用し、「有機農産物認定制度」を導入。認定を受けると「Organic Thailand」のロゴが使用できる。
2002 年	農業協同組合省に ACFS(農産品・食品規格基準局)が設立。
2003 年	ACFS がタイの有機農産物規格を作成、政府により承認された。
2003 年	農業協同組合省が農産品・食品の安全基準に関する統一的認証ラベル制度「Q マーク」を導入、ACFS が認定機関として認証を統括、各局が検査を実施 ※Q マーク制度は各局が実施する GAP、養殖 GAP、エビ養殖 GAP、HACCP、GMP などの検査に合格したものに対して統一した品質保証の Q マークを与えるもの
2004 年	タイ政府が 2004 年を食品安全の年と宣言。
2005 年	ACFS がタイの有機畜産規格を作成、政府により承認された。
2005 年	Thailand's National Agenda on Organic Agriculture が開始され、有機農業がタイの重要な政策とされた。
2008 年	ACFS が策定した「農産物規格法」が施行(2007 年に閣議承認)。
2009 年	ACFS により、タイの有機農産物規格が改訂された。

まず、1999 年に国際基準に整合した最初の国家基準である有機農産物生産規格が、商務省輸出促進局と農業局の協力のもと、タイ科学技術研究所によって作成された。本規格は、2000 年に「タイ有機農産物生産規格（Standards for Organic Crop Production in Thailand）」として、農業局により公布され、実施された。以降、農業局は認証機関として有機食品の認証行い、「Organic Thailand」のマークの使用許可を与えてきた。

その後、国際基準に沿った有機認証制度の確立を目指し、農業協同組合省の機関として、2002 年に新たに農産物・食品規格基準局(ACFS：National Bureau of Agriculture Commodity and Food Standard)が設立された。

ACFS は 2003 年に、「タイ農産物規格 有機農業 (Thai Agricultural Standard—Organic Agriculture：THE PRODUCTION, PROCESSING, LABRLLING AND MARKETING

OF PRODUCE AND PRODUCTS FROM ORGANIC AGRICULTURE)」を制定した。

2005 年には有機畜産物の基準が追加され、その後も次項に示すように、タイ農産物規格有機農業は順次追加されている。

なお、ACFS が有機農産物規格を作成するに際し、従来から運用されていた農業局の規格を評価し、ACFS が作成した有機農産物規格と同等のものとして承認した。

2008 年までは、有機農産物規格だけが存在し、根拠法となる法律は存在していなかったが、2008 年には ACFS が作成した「農産物規格法 (Agricultural Standard Act)」が国会により採択されて、根拠法に基づく有機食品の認証・表示制度が導入されることになった。

また ACFS により制定された規格以外の、農業局、畜産局等がもともと制定していた規格も併存していたが、これも 1～2 年前から ACFS が定める規格に統一するようこの指示が出されており、まもなく完了する見込みである¹⁸。タイの有機食品に関する法制度は現在過渡期にあり、近年法体系や認証基準等が徐々に定まってきた。

なお「タイ農産物規格 有機農業」の最新版は、2009 年に制定された「タイ農産物規格 有機農業 (Thai Agricultural Standard – Organic Agriculture – PART1:THE PRODUCTION, PROCESSING, LABELLING AND MARKETING OF PRODUCE AND PRODUCTS FROM ORGANIC AGRICULTURE)」である。

(2) タイの有機食品に関する法律、基準等

タイの有機食品に関する法律、基準等として以下のものが定められている。

- | |
|--|
| (i) 農産物規格法: Agricultural Standard Act (2008) |
| (ii) タイ農産物規格 有機農業: Thai Agricultural Standard-Organic Agriculture <ul style="list-style-type: none">・第 1 部: 有機生産物、加工、表示、製造販売
The Production, Processing, Labeling and Marketing of Produce and Products from Organic Agriculture (2009)・第 2 部: 有機畜産物 Organic Livestock (2011)・第 3 部: 有機畜産飼料 Organic Aquatic Animal Food (2009)・第 4 部: 有機米 Organic Rice (2010)・第 5 部: 有機 Snakeskin Gourami(スズキ科の魚) Organic Snakeskin Gourami (2010) |
| (iii) マニュアル類 |

このうち(i) 農産物規格法及び(ii) タイ農産物規格 有機農業は ACFS が制定したものである。(iii) マニュアル類は各分野の特性があることから、(i)及び(ii)に基づき、農業局 (DOA: Department of Agriculture)、畜産局 (DOL: Department of Livestock)、米局 (DOR: Department of Rice)、水産局 (DOF: Department of Fishery) がそれぞれ制定した。

¹⁸農業研究開発所 リージョン 6(Office of Agricultural Research and Development, Region 6)、上級研究員(植物生理学博士) サリ・チンサチット(Sali Chinsathit)博士 ヒアリング

なお農産物規格法の条文では、具体的に「有機」を規定した記述はなく、(ii) タイ農産物規格 有機農業の冒頭に、有機農産物規格は農産物規格法に則ったものであるとの表現をすることで、関係性が表されている。

(ii) タイ農産物規格 有機農業は、上記のように、第 1 部から第 5 部までが制定されている。

2013 年 2 月時点では、第 6 部には養蜂が対応する予定だが、まだ基準は完成していない。また有機海洋エビ養殖については規格が完成しているが、まだ番号が振られていない¹⁹。

また、第 1 部：有機生産物、加工、表示、製造販売は、すべての有機食品に関する規格を包括しており、第 2 部以降は、品目別に特記すべき内容をまとめたものである。従って、すべての有機食品は、第 1 部の規格を順守する必要がある。

農産物規格法は、有機農産物だけではなく農業に関する規格全般について定めており、Q マーク制度も規定している。

Q マーク制度は 2003 年に導入されたもので、農業協同組合省が食品の安全性を確保するために、農水産物および食品の安全基準を表す統一的な認証ラベルである。Q マークは、農産物、畜産製品、水産製品の「農場（生産地）から食卓まで」のすべての段階で品質と安全性の保証を与え、同時に海外市場での競争力を高めることを目的としている。

(以上、出所)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/h19_zigyoun/enkatsu/seido/pdf/thai2_4.pdf

(3) 有機認証に関わる機関

タイでは農業協同組合省の ACFS が、DOA(農業局)、DOL(畜産局)、米局(DOR)、水産局 (DOF) の各局と横並びの機関として存在している。ACFS が AB(Accreditation Body：認定機関)となり、各局は CB (Certification Body：認証機関) の役割を果たしている。

なお、民間の CB は ACT (The Organic Agriculture Certification Thailand：詳細は後述) の 1 機関のみである。

農産物規格法第 33 条では、政府当局から認定されない限り認証機関にはなれないと定められている。また、第 34 条では、認証機関となる条件が定められている。

また、ACFS は有機認証だけではなく、Good Agricultural Practice(GAP)、Good Manufacturing Practice(GMP)、Hazard Analysis and Critical Control Point(HACCP)等についても担当している。従来、これらの制度 (GAP、GMP、HACCP) の担当が、保健省、農業協同組合省、工業省に分かれていたことが、認証制度の普及、消費者の認識を遅らせる原因となっていた。農家、製造業者、販売業者の各段階の認証過程を統一し、認証過程をよりわかりやすく示して、消費者が安心して購入できるようにする必要が生じていた。このような理由で、ACFS が食品安全に関する認証等を一括して担当することになった。

(以上、出所)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/h19_zigyoun/enkatsu/seido/pdf/thai2_4.pdf

¹⁹ ACFS ヒアリング

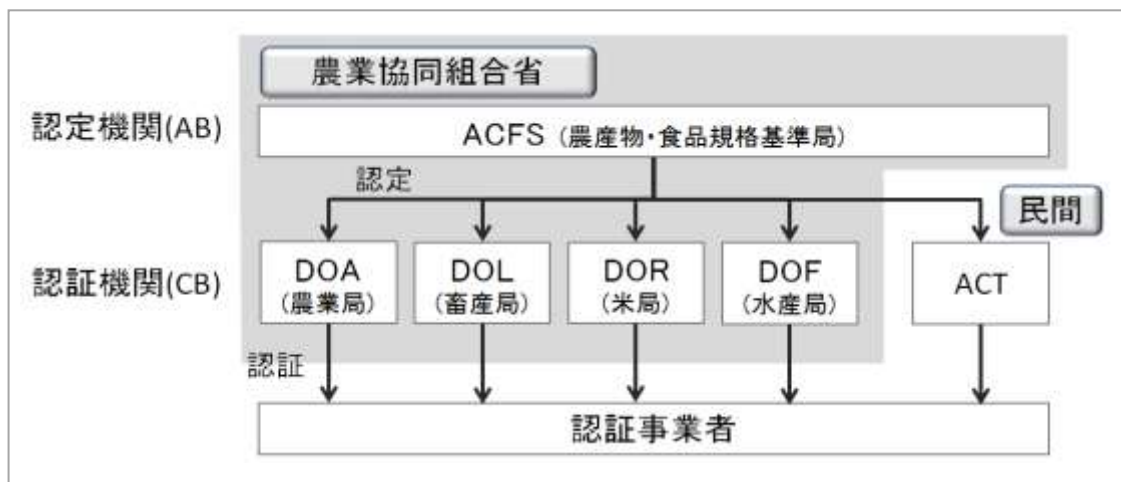


図 2-5-1 タイの有機認証に関連する機関

（出所）株式会社グローバル事業開発研究所作成

（４）有機認証制度の体制

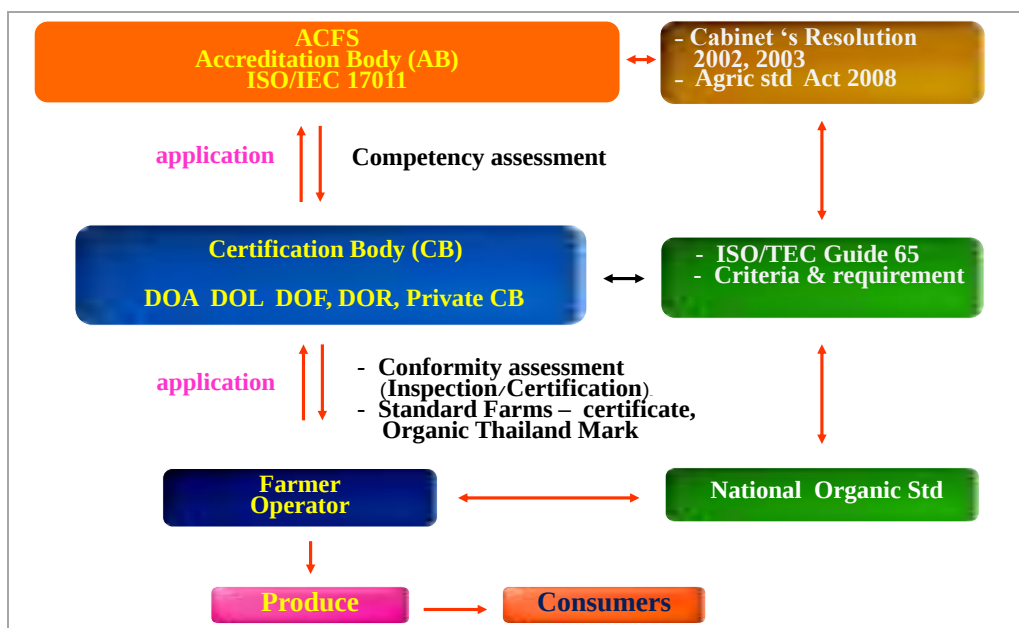


図 2-5-2 タイの有機食品認証の体制

（出所）農業研究開発所（Office of Agricultural Research and Development）Dr. Sali Chinsathit 氏資料

認定機関(AB)である ACFS は、農業協同組合省の各局、ならびに民間認証機関である ACT を認証機関 (CB) として認定するに際し、ISO/IEC ガイド 65 に基づき認定を行っている。2012 年 9 月 15 日に ISO/IEC17065 が発効したのに伴い、3 年間を移行期間内として ISO/IEC17065 に切り替える予定である。ACFS によれば、従来から ISO/IEC ガイド 65 に基づいて認定をしていたので、ISO/IEC17065 に基づく認定に問題なく移行できるとのことである。

農業局(DOA)における CB の認証業務は、全国を 8 つのリージョン(地域)に分け、リージョンごとに行われている。



図 2-5-3 タイにおける 8 つのリージョン(地域)
(出所) 農業研究開発所(リージョン 6)パンフレット

認証を行っているのは、各リージョンの農業研究開発所 (Agricultural Research and Development) である。各リージョンの農業研究開発所には有機検査員が所属しており、有機検査員が認証を行っている。チャンタンプリーに所在する農業研究開発所リージョン 6 では、このほか Q マーク認証、農家への教育等も担当している。畜産局 (DOL)、米局(DOR) も、同様の形でリージョンごとに認証業務を行っている。

タイ唯一²⁰の民間認証機関である ACT は、Organic Thailand の認証を行うことができるが、実際には Organic Thailand の認証は行っておらず、IFOAM や欧州の認証制度に基づいた認証を行っている。

(5) 民間認証機関の状況

ACT (タイ有機農業認証協会: The Organic Agriculture Certification Thailand) は、1995 年に設立された NGO であり、タイにおける最初の民間有機認証機関である。ACT は 2002 年にアジアで初めて IFOAM (International Federation of Organic Agriculture Movement) の認定を受けた。さらに、ACT は、国際的な認定機関である BIO SWISS (スイス)、BLIK (ベルギー)、KRAV (スウェーデン)、Die Bio-Bauern (ドイツ)、Ecocert (カナダ)、Agriculture Biologique (フランス) の認定を受けている (Strengthening the

²⁰ なお、ACT に対するヒアリングによれば、チェンマイに小規模な民間 CB が存在するが、規模が小さく事業が成り立っていないとのことであった。ACT 以外の民間 CB はタイの他の文書等で言及されておらず、ACT が実質的にタイ唯一の民間認証機関と言える。

Export Capacity of Thailand's Organic Agriculture (2006) による)。

ACT の歴史を以下に示す。

1995	Alternative Agriculture Certification Thailandとして設立 数年後に活動範囲を有機農業の認証に絞る
1998	ACT(Agriculture Certification Thailand)に改名
1999	IAP(IFOAM Accreditation Program)に申請
2002	IFOAMから認証機関としての認定を受ける
2005	IOAS(International Organic Accreditation Services)よりISO/IECガイド65の認証を受ける
2005	ACFSより、IFOAMからの認定を受けた機関として、Organic Certification Bodyの認定を受ける

ACT が提供する認証サービスは以下の通り。

表 2-5-1 ACT の提供する認証サービス

	<u>IFOAM Accreditation Programme.</u>	<u>Canadian Organic Regime.</u>	<u>National Organic Program.</u>	<u>European Union.</u>	<u>Swiss Governme nt.</u>	<u>ACT.</u>
資材	✓					
農作物生産	✓	✓	✓	✓	✓	
畜産						✓
養蜂						✓
養殖	✓					
野生採取	✓	✓	✓	✓		
加工・取扱い	✓	✓	✓	✓		✓

(出所)ACT ウェブサイト (<http://www.actorganic-cert.or.th/en>)

なお、ACT は、ACFS から CB として認定されているが、Organic Thailand の認証は行っておらず、上記表の IFOAM や欧州の認証制度等に基づいた認証を行っている。

Organic Thailand の認証を行っていない背景には、政府系の CB が極めて低いコストで認証を行っていることがある（ヒアリングによると、800 バーツ/圃場であり、検査員の交通費にも満たない金額である）。民間機関で同様のコストで認証を行うことは実質的に困難であるため、ACT は Organic Thailand の認証を行っていない。

タイでは、民間にも CB を認める制度になってはいるものの、現在の有機食品の認証体制が続く限り、ACT 以外の民間の認証機関が現れる可能性は低いと ACT は考えている。また、政府機関が認証を行う場合、年間の予算が決まっているために、認証件数も上限があり、

認証を受けられない農家が出てくる可能性も指摘されている。

その他、タイでは海外の認証機関も活動を行っている。これらの機関は主に欧州の規格に基づく認証を行い、認証された有機食品は主に契約農家から欧州に輸出されている（Strengthening the Export Capacity of Thailand's Organic Agriculture (2006) による）。

- ・ Bioagricert（イタリア）
- ・ BCS（ドイツ）
- ・ Soil Association（イギリス）
- ・ IMO（スイス、ドイツ）
- ・ Skal（オランダ）
- ・ KRAV
- ・ Ecocert

（６）有機認証マーク

有機認証に関するマークは２種類である。

まず、ACFS が認定した認証機関(CB)であることを表す「ACFS マーク」と、有機認定された農産物等に表示する「Organic Thailand」マークである。（図 2-5-4 参照）

ヒアリングによればこの２つのマークは並べて表示することが認められているとのことであるが、食品スーパー等での実地調査では、実際には下段の Organic Thailand のみが表示されており、ACFS マークについては全く見られなかった。

「Organic Thailand」マークは、DOA の認証で使用していたものであるが、ACFS が農業協同組合省として有機農業基準を作成した際に、既に消費者に普及しているという理由で、改めて農業協同組合省が認定する他の品目でも使用できるマークとして「Organic Thailand」マークを使用することとした。

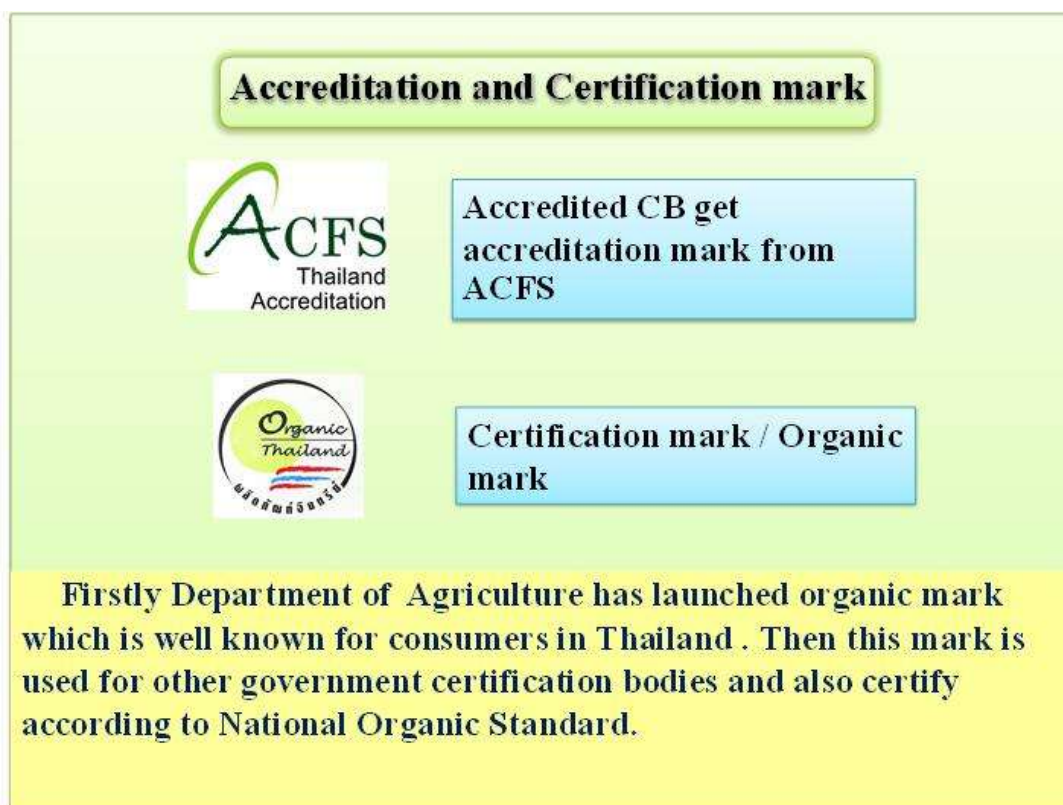


図 2-5-4 タイの有機食品認証マーク

※図上のマークが ACFS マーク、図下のマークが Organic Thailand
(出所) 農業研究開発所 (Office of Agricultural Research and Development) Dr.Sali Chinsathit 氏資料

Q マークの認証は有機認証とは異なり、有機認証は Q マーク認証よりさらに厳格なものとして位置付けられている。そのため、有機認証と Q マークを 2 つ並べて表示することも可能である。実際に、食品スーパー等での実態調査では、Q マークと Organic Thailand を同時に表示された食品も見られた。

下図に Q マークの図柄を示す。



図 2-5-5 Q マークの図柄

2.5.2 対象範囲と認定の強制力

これ以降の項目では、タイの有機食品認証制度の具体的な内容について、タイ農業協同組合省 ACSF、タイ農業協同組合省農業局農業研究開発所(リージョン 6)、ACT 等に対するヒアリング結果及び関連法令に基づき、説明する。

タイの有機食品認証制度の対象は次の4つであり、これに対応する形で、CB として、農業協同組合省農業局、畜産局、水産局、米局の4つの局が指定されている。

- ・農産物とその加工品
- ・畜産物とその加工品
- ・水産物とその加工品
- ・米とその加工品

既述したように、タイ農産物規格 有機農業 (Thai Agricultural Standard—Organic Agriculture) によって、詳しい内容が示されており、さらに詳細な規格の作成が進められている。水産物については、Snakeskin Gourami (スズキ科の魚) の規格が第5部として示されている。また海洋エビについては、個別の認証規格は完成しているが、まだ規格の番号が振られていない。

蜂蜜については、個別の認証規格が作成中であり、タイ農産物規格の対象に含まれているものの、詳細な内容はまだ定まっていない。コットン、化粧品等の農産物加工品については、原料段階での認証はタイ農産物規格の対象であるが、製品はタイ農産物規格の対象外である。また、ペットフードも対象外である。なお、タイの農産物規格は加工品の認証も含んでいるが、まだ農産物に比べると少なく、詳細な実績は不明である²¹。

また、非食品用途の製品については、原料としての農産物はタイ農産物規格の対象であるが、加工品はタイ農産物規格の対象外である。例えばコットンについては、原料はタイ農産物規格の対象だが、織物になった時点でタイ農産物規格の対象外になる。化粧品も原料に農産物を使う場合には原料のみの認証になる。また複数の材料が混じる加工品については、主原料によって所管部署が決まる。

タイでは、有機食品認証制度は「任意規格」であり、認証を受けていなくても有機として表示することが可能である。

2003 年のタイ有機農産物規格の制定時には、強制規格にするか任意規格にするかとの議論もあった。タイ農業協同組合省によると、タイの場合には小規模農家が多く、有機基準で求められる資材等を導入するといった投資ができないことも想定され、強制表示にして基準通りのものを求めようとすると十分な有機農産物が市場に出てこなくなる恐れがあるとの考えから、任意規格にしたとのことである。

以上のような背景もあり、一定の狭い地域限定で流通させる農産物については、地域の農協などのような機関が認証をして有機表示をすること、さらに、小規模の農家について

²¹ ACFS では、ココナッツジュース、ココナッツオイル、コーヒーなどを認証した実績はあるが、パン、ビスケットなどの複雑な加工品を認証した実績はない。

は、認証を受けずに有機表示することも認められている²²。

2.5.3 輸入品（日本からの輸出品）に対する扱い

タイにおける有機規格は強制規格ではなく、輸入品の有機表示についても、特に規制はない。また同等性に関する合意があれば、輸出国で得た認証を義務付け規格と同等の規格とみなせることを大臣が告示によって決定できる。

2.5.4 国際的な基準との整合状況

（１）基準の CODEX 準拠

タイの有機農産物規格（Agricultural Standard—Organic Agriculture）は CODEX に準拠している。

ただし、タイの気候を考慮して、以下の点については CODEX と異なった内容になっている。

- ・転換期間を、野菜 1 年、果物 1 年半に短縮（IFOAM の規格に基づく）。
- ・害虫駆除に関して、タイの伝統的な手法であるクミンなどのハーブを使う手法を認めている。
- ・水産物は CODEX が定められていないため、IFOAM の基準を参考にして作成している。

（２）認定機関の ISO/IEC17065 準拠

タイの認証制度は、従来から ISO/IEC ガイド 65 に準拠したものとなっている²³。2012 年 9 月 15 日に ISO/IEC17065 が発効しており、3 年間を移行期間として、その期間内にすべて切り替わる予定である。従来から ISO/IEC ガイド 65 に基づき認証機関の認定が行われていたので、切り替えについても問題なく対応できるとのことである。ただし、農業局（DOA）、畜産局（DOL）、米局（DOR）、水産局（DOF）ともに政府機関であるため、個別のライセンス取得は不要との考えである。

2.5.5 同等性の検討状況

同等性については、農産物規格法の第 29 条において規定されている。ただし、農産物規

²² 農業研究開発所（リージョン 6） ヒアリング

²³ ACFS ヒアリング

格法自体は有機規格だけを対象とした法規制ではなく、同 29 条も国家間での何らかの基準・規格について相互に認証する場合の規定となっている。

現在、同等性について、以下のような動きがある。

- ・ EU から同等性の承認申請があり、2013 年 1 月から交渉を始めている。検討期間は 18 か月となっている。
- ・ アメリカには同等性の承認申請をしたが、アメリカからは反応がない。
- ・ 日本に対しては同等性の承認を希望している。

2.5.6 タイの有機認証制度の課題

ヒアリングで得られた、タイの有機認証制度の課題は主に以下の通り。

- ・ 農家は書類の作成が苦手であり、農家による書類作成を支援する必要がある。
- ・ 認証を取得することで、農産物を高い値段で売れることを理解できない農家も多い。
- ・ 農薬の使用が少ないため、農薬使用基準はあまり問題にならない。
- ・ 従来、有機米は高い値段で売れたが、現在政府がコメの買い取りを行っていて、政府による買取価格が有機米と慣行農法米であまり差がない。そのため有機米を作るインセンティブが低くなってしまっている。
- ・ 政府機関による認証を改善する必要がある（体制、認証の水準等）。
- ・ アメリカでは、売上年間 5,000 ドル以下の農家は認証を受けなくても有機表示をしてよいという例外規定があるが、タイの小規模農家にも同様の制度が必要。
- ・ Organic Thailand の認証は、費用はほとんどかからないものの、有効期間は 1 年で、毎年更新をしなければならない。また、認証を政府機関が実施することから、認証できる件数に予算による制約があり、認証手続きに時間がかかる。
- ・ 検査員が若くて経験が少ないため、検査が実質的に機能しないケースがある。また農業局が農家を認証する際に、農家に対して教育をしている者が検査員として認証も行うケースが発生している。